

少年補導

令和3年



メイプルくん

広島県警察本部

凡 例

1 この資料における用語の意義は、次のとおりである。

(1) 犯罪少年（少年法第3条第1項第1号）

14歳以上20歳未満で罪を犯した少年をいう。

なお、本資料における犯罪少年の統計数値は、犯行時及び処理時がともに14歳以上20歳未満の者の数値を示している。

(2) 触法少年（少年法第3条第1項第2号）

14歳未満で刑罰法令に触れる行為をした少年をいう。

(3) ぐ犯少年（少年法第3条第1項第3号）

次に掲げる事由があつて、その性格又は環境に照して、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をする虞のある少年をいう。

イ 保護者の正当な監督に服しない性癖のあること。

ロ 正当の理由がなく家庭に寄り附かないこと。

ハ 犯罪性のある人若しくは不道徳な人と交際し、又はいかがわしい場所に出入りすること。

ニ 自己又は他人の徳性を害する行為をする性癖のあること。

(4) 非行少年

犯罪少年、触法少年及びぐ犯少年をいう。

(5) 不良行為少年

非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙その他自己又は他人の徳性を害する行為をしている少年をいう。

(6) 刑法犯少年

刑法(暴力行為等処罰ニ関スル法律などの特別刑法を含む。)に定める罪を犯した犯罪少年と、刑法に触れる行為をした触法少年を合わせたものをいう。

(7) 特別法犯少年

刑法以外の法令違反をした犯罪少年と触法少年を合わせたものをいう。

ただし、この資料では交通関係法令違反を除いている。

(8) 初発型非行

非行の動機・手口が比較的単純で、初期的段階の非行といわれる万引き、オートバイ盗、自転車盗及び占有離脱物横領をいう。

(9) 再犯少年

検挙・補導した少年のうち、過去にも検挙、補導歴のある少年をいう。

また、再犯者率とは、検挙・補導した少年のうち、再犯少年の占める割合をいう。

(10) 校内暴力事件

警察において検挙又は補導した小学生、中学生及び高校生による校内暴力事件を対象とする。

「校内暴力事件」とは、学校内における教師に対する暴力事件、生徒間の暴力事件、学校施設・備品等に対する損壊事件をいう。ただし、犯行の原因・動機が学校教育と密接な関係を有する学校外における事件を含む。

(11) いじめ

「いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第2条に定める「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行

う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

なお、「いじめに起因する事件」とは、いずれも警察において検挙又は補導した小学生，中学生及び高校生による「いじめによる事件」及び「いじめの仕返しによる事件」をいう。

(12) 児童虐待

保護者（親権を行う者，未成年後見人その他の者で，児童を現に監護する者）がその監護する児童（18歳に満たない者）について行う次に掲げる行為をいう。

イ 身体的虐待

児童の身体に外傷が生じ，又は生じるおそれのある暴行を加えること。

ロ 性的虐待

児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。

ハ 保護の怠慢・拒否

児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置，保護者以外の同居人による身体的虐待，性的虐待又は心理的虐待と同様の行為の放置その他保護者としての監護を著しく怠ること。

ニ 心理的虐待

児童に著しい暴言又は著しく拒絶的な対応，児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力その他児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(13) 福祉犯

児童買春に係る犯罪，児童にその心身に有害な影響を与える行為をさせる犯罪，その他の少年の福祉を害する犯罪であって警察庁長官が定めるものをいう。（少年を被害者とする児童福祉法，児童買春・児童ポルノ法，労働基準法，職業安定法及び青少年健全育成条例等）

(14) 人口比

同年齢層人口1，000人当たりの検挙・補導人員をいう。

(15) 児童・生徒，学生・生徒

「児童・生徒」とは小学生，中学生及び高校生をいい，「学生・生徒」とは小学生，中学生，高校生及び大学生等をいう。（大学生等とは小・中・高校生を除く学校教育法の適用を受ける学生・生徒をいう。）

(16) 暴走族

「広島県暴走族追放の促進に関する条例」により，少年・成人を問わず，暴走行為をすることを目的として結成された集団をいう。

2 ▲は減少を示す。

3 統計図表（円グラフ等）の構成比等は四捨五入してあるため，合計が必ずしも100.0にならない場合がある。

4 この資料における人口は，令和2年国勢調査結果に基づく推計である。

目 次

1	少年非行の概況	1
2	非行少年	1
(1)	検挙・補導状況	1
(2)	年次別推移（全国・広島県）	2
(3)	学業・職業・年次別推移	3
(4)	令和3年中の警察署別検挙・補導状況	4
3	刑法犯少年	5
(1)	年次別推移（全国・広島県）	5
(2)	令和3年中の刑法犯少年の都道府県別少年人口比	6
(3)	刑法犯少年の年次別推移（全国・広島県）	7
(4)	刑法犯に占める少年の割合の年次別推移（全国・広島県）	8
ア	総数（犯罪少年）	8
イ	総数（触法少年を含む）	9
(5)	罪種別検挙・補導状況（触法少年を含む）	10
ア	年次別推移	10
イ	構成比	11
ウ	令和3年中の非行時間帯別検挙・補導状況	12
(6)	初発型非行	13
ア	年次別推移	13
イ	学業・職業・年齢別前年対比	13
ウ	刑法犯少年に占める初発型非行の割合	13
(7)	学職別検挙・補導状況	14
ア	年次別推移	14
イ	罪種別	15
(8)	年齢別検挙・補導状況の年次別推移	17
(9)	罪種・学職及び年齢別の前年対比状況（全国・広島県）	18
ア	全国	18
イ	広島県	19
(10)	刑法犯少年の再犯者率の年次別推移	20
(11)	窃盗犯少年の状況	21
ア	年次別推移	21
イ	構成比	22
ウ	万引き少年	23
(ア)	年次別推移	23
(イ)	男女別・年齢別	24
(ウ)	学職別	25
(エ)	児童・生徒別	25
(オ)	場所	26
(カ)	時間帯	26

(キ) 非行歴 -----	2 6
(ク) 共犯 -----	2 6
(ケ) 警察署別前年対比検挙・補導数 -----	2 7
4 特別法犯少年 -----	2 8
(1) 主要特別法犯少年の年次別推移 -----	2 8
(2) 法令・年次別の状況 -----	2 8
(3) 法令・学職別の状況 -----	2 9
5 ぐ犯少年 -----	3 0
(1) 年次別推移 -----	3 0
(2) 学職別 -----	3 1
6 女子少年の非行 -----	3 2
(1) 男女別検挙・補導人員の年次別推移 -----	3 2
(2) 刑法犯女子少年 -----	3 3
(3) 特別法犯女子少年 -----	3 4
(4) ぐ犯女子少年 -----	3 5
7 校内暴力事件の状況 -----	3 6
(1) 検挙補導件数・人員及び被害者（全国・広島県） -----	3 6
(2) 教師に対する暴力事件（〃） -----	3 6
(3) 教師以外に対する暴力事件（広島県） -----	3 6
8 いじめに起因する事件の状況 -----	3 7
(1) 発生件数年次別推移（全国・広島県） -----	3 7
(2) 検挙・補導人員（〃） -----	3 7
9 不良行為少年 -----	3 8
(1) 行為・学職別補導状況 -----	3 8
ア 行為別 -----	3 9
イ 学職別 -----	3 9
(2) 警察署別補導状況 -----	3 9
10 家出少年 -----	4 0
(1) 行方不明者届受理の年次別推移 -----	4 0
(2) 行方不明者届受理の学職別 -----	4 1
(3) 行方不明者届受理の原因別 -----	4 2
(4) 行方不明者届受理及び発見の年次別推移 -----	4 3
(5) 令和3年中の行方不明者受理及び発見の月別状況 -----	4 3
11 福祉犯 -----	4 4
(1) 法令別検挙状況の年次別推移 -----	4 4
(2) 法令別福祉犯検挙状況 -----	4 5
12 少年相談 -----	4 6
(1) 年次別推移 -----	4 6
(2) 受理状況 -----	4 6
ア 態様別・相談者別 -----	4 6
イ 相談内容別 -----	4 6
13 児童虐待 -----	4 7

(1) 児童虐待事件の態様別検挙件数の推移 -----	4 7
(2) 警察から児童相談所等に通告した児童数の推移 -----	4 7
14 暴走族等 -----	4 8
(1) 広島県の暴走族推定現勢 -----	4 8
(2) 検挙状況（刑法犯等） -----	4 8
15 主な少年非行事例等 -----	4 9

1 少年非行の概況

(1) 非行少年の総数は前年から減少

令和3年中の非行少年総数は676人であり、前年に比べ131人、率にして16.2%減少している。

(2) 中学生以下が約5割

検挙・補導した少年のうち、中学生以下が占める割合は46.7%（小学生以下23.7%、中学生23.1%）であり、前年からはその割合は増加（2.8ポイント増）している。

(3) 窃盗犯が5割を占め、次いで粗暴犯

刑法犯少年のうち、窃盗犯は275人（前年対比70人、20.3%減少）で、全体の50.0%を占め、次いで、粗暴犯131人（前年対比13人、11.0%増加）、知能犯13人（前年対比2人、13.3%減少）、凶悪犯6人（前年対比7人、53.8%減少）であった。

(4) 初発型非行が刑法犯少年の44.2%

初発型非行は243人（前年対比77人、24.1%減少）で、そのうち、62.1%を占める万引きが、前年に比べ26人、14.7%減少している。

2 非行少年

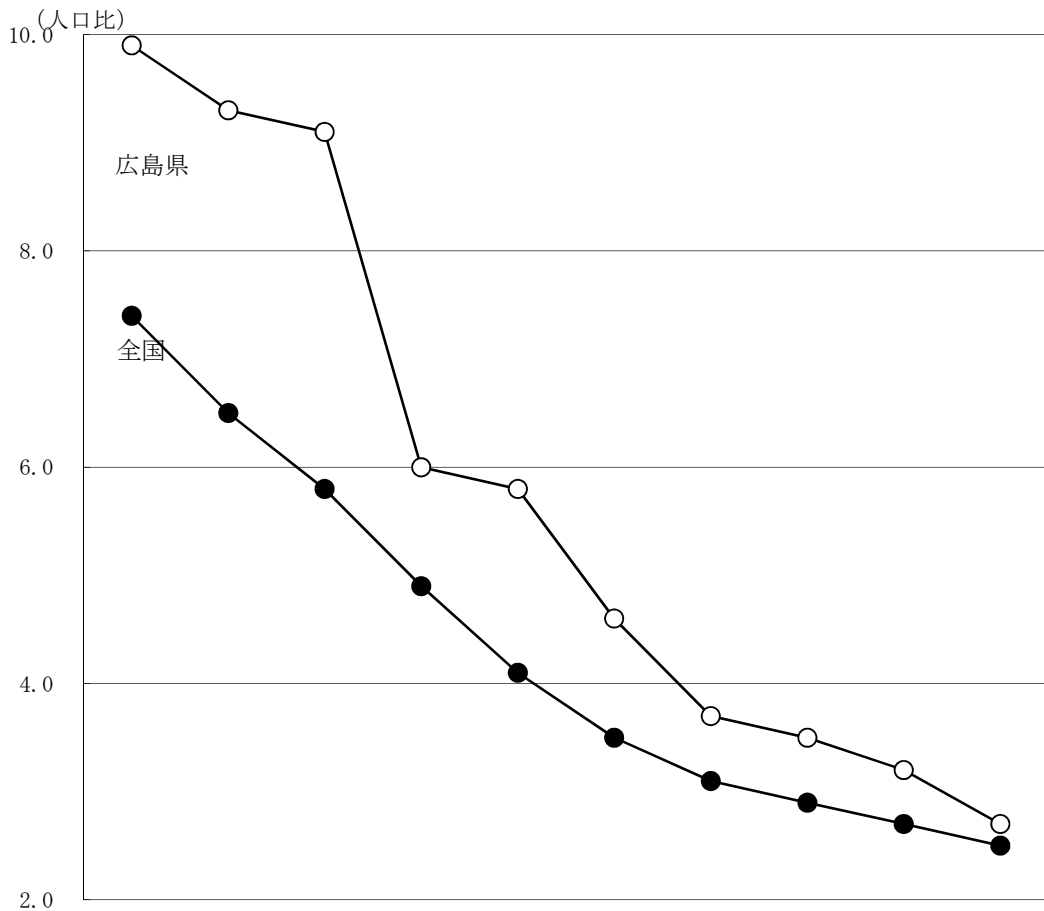
(1) 検挙・補導状況

区分	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	増減	
						数	率
総数	1,319 (250)	1,056 (152)	901 (142)	807 (133)	676 (119)	▲131 (▲14)	▲16.2 (▲10.5)
刑法犯少年	1,112 (236)	869 (127)	769 (131)	672 (119)	550 (108)	▲122 (▲11)	▲18.2 (▲9.2)
犯罪少年	662 (135)	499 (74)	481 (67)	450 (72)	320 (67)	▲130 (▲5)	▲28.9 (▲6.9)
触法少年	450 (101)	370 (53)	288 (64)	222 (47)	230 (41)	8 (▲6)	3.6 (▲12.8)
特別法犯少年	198 (9)	187 (25)	131 (11)	135 (14)	125 (11)	▲10 (▲3)	▲7.4 (▲21.4)
犯罪少年	166 (7)	143 (17)	113 (11)	114 (11)	103 (7)	▲11 (▲4)	▲9.6 (▲36.4)
触法少年	32 (2)	44 (8)	18 (0)	21 (3)	22 (4)	1 (1)	4.8 (0.0)
ぐ犯少年	9 (5)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	- (0.0)

※ ()は女子を内数で示す。

(2) 年次別推移（全国・広島県）

広島県の少年人口1,000人当たりにおける非行少年（人口比）は、平成23年から減少が続いている。

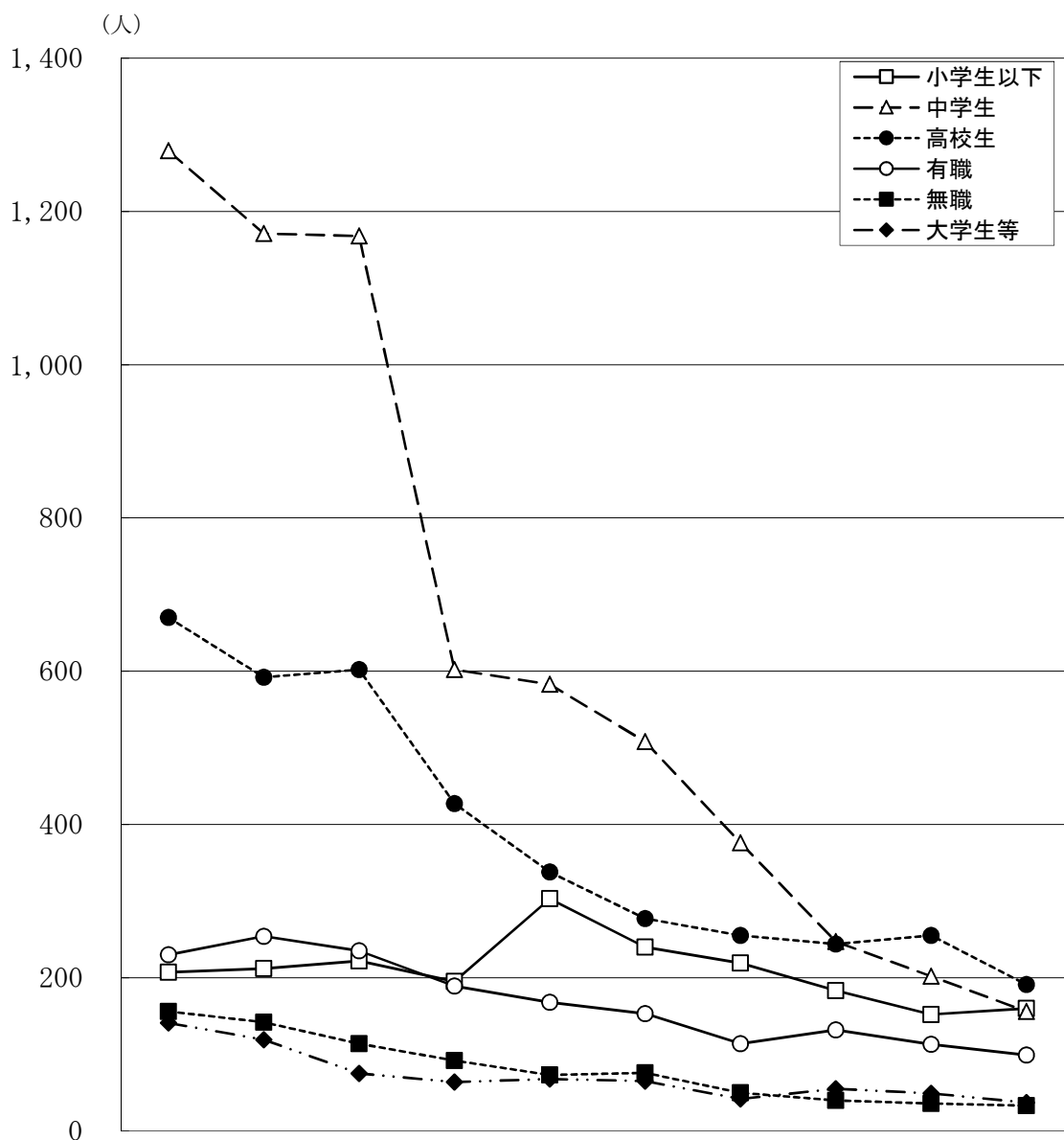


区 分		平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
全 国	非行少年 総 数	88,040	76,791	67,745	55,981	47,198	41,986	36,593	32,307	29,012	26,762
	刑 法 犯	79,393	69,061	60,207	48,680	40,103	35,108	30,458	26,076	22,552	20,399
	特別法犯	7,654	6,771	6,521	6,212	6,031	5,771	4,987	5,164	5,591	5,568
	ぐ 犯	993	959	1,017	1,089	1,064	1,107	1,148	1,067	869	795
	少年人口 (10歳～19歳)	11,879,352	11,794,154	11,666,973	11,506,696	11,472,278	11,332,682	11,192,945	11,050,694	10,899,104	10,857,543
	人口比 (1,000人当たり)	7.4	6.5	5.8	4.9	4.1	3.5	3.1	2.9	2.7	2.5
広 島 県	非行少年 総 数	2,683	2,490	2,416	1,569	1,533	1,319	1,056	901	807	676
	刑 法 犯	2,403	2,209	2,153	1,356	1,331	1,112	869	769	672	550
	特別法犯	266	265	257	207	189	198	187	131	135	125
	ぐ 犯	14	16	6	6	13	9	0	1	0	1
	少年人口 (10歳～19歳)	270,179	268,513	265,660	262,696	263,944	261,693	259,353	257,412	255,725	253,822
	人口比 (1,000人当たり)	9.9	9.3	9.1	6.0	5.8	4.6	3.7	3.5	3.2	2.7

(3) 学業・職業・年次別推移

高校生が最も多く全体の28.3%，次いで小学生以下が23.7%を占める。

また，中学生の非行少年総数は，平成24年から減少を続けている。



区分	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
総数	2,683	2,490	2,416	1,569	1,533	1,319	1,056	901	807	676
学生・生徒	小学生以下	207	212	222	195	303	240	219	183	160
	中学生	1,279	1,171	1,168	602	583	508	376	247	202
	高校生	670	592	602	427	338	277	255	244	255
	大学生等	141	119	75	64	68	65	42	55	49
有職	230	254	235	189	168	153	114	132	113	99
無職	156	142	114	92	73	76	50	40	36	33

(4) 令和3年中の警察署別検挙・補導状況

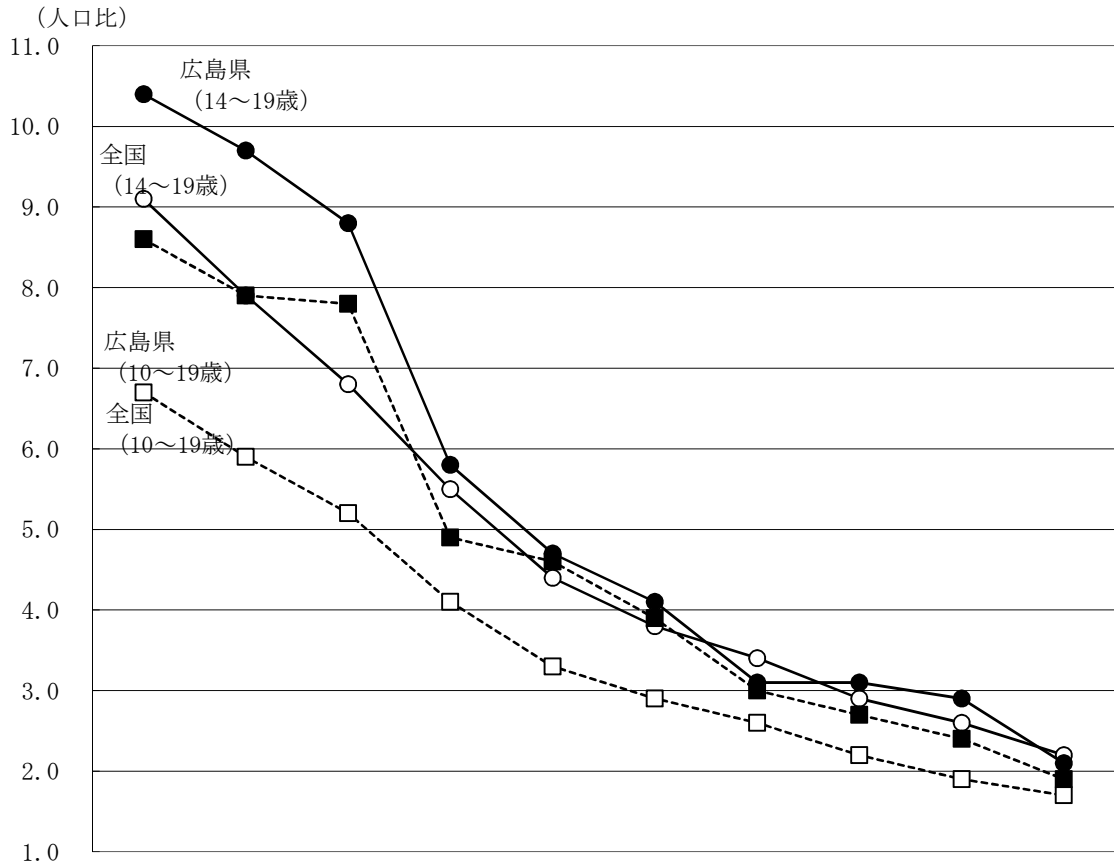
区 分	計	刑 法 犯		特 別 法 犯		◇犯少年
		犯罪少年	触法少年	犯罪少年	触法少年	
総 数	676 (119)	320 (67)	230 (41)	103 (7)	22 (4)	1
広 島 中 央	56 (16)	29 (13)	14 (1)	12 (2)		1
広 島 東	53 (10)	25 (5)	20 (4)	7 (1)	1	
広 島 西	50 (12)	26 (7)	16 (4)	7 (1)	1	
広 島 南	38 (5)	17 (3)	15 (2)	6		
安 佐 南	38 (5)	8 (2)	19 (3)	7	4	
安 佐 北	34 (9)	14 (4)	11 (4)	9 (1)		
佐 伯	28 (3)	18 (1)	8 (1)	1 (1)	1	
海 田	33 (5)	13	11 (1)	3	6 (4)	
廿 日 市	25 (7)	15 (6)	5 (1)	5		
大 竹	7	2	4	1		
山 県	8 (2)	5 (2)		3		
呉	31 (3)	17 (2)	9 (1)	3	2	
広	13 (2)	5	7 (2)	1		
江 田 島	4	2	1	1		
東 広 島	24 (2)	9 (1)	11 (1)	3	1	
竹 原	3	1	1	1		
福 山 東	70 (21)	42 (12)	18 (9)	9	1	
福 山 西	30 (1)	11 (1)	17	2		
福 山 北	45 (8)	20 (6)	13 (1)	11 (1)	1	
尾 道	28 (1)	13	11 (1)	2	2	
三 原	19	10	1	7	1	
府 中	5 (2)	3 (2)	1		1	
三 次	19 (4)	9	8 (4)	2		
庄 原	8	5	3			
安 芸 高 田	6 (1)		6 (1)			
世 羅	1	1				

※ () は女子を内数で示す。

3 刑法犯少年

(1) 年次別推移（全国・広島県）

少年人口1,000人当たりにおける刑法犯少年の人口比は、10歳～19歳の世代では全国数値を上回っているが、14歳～19歳世代では全国数値を下回っている。



区分		平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
全国	刑法犯少年	79,393	69,061	60,207	48,680	40,103	35,108	30,458	26,076	22,552	20,399
	犯罪少年	65,448	56,469	48,361	38,921	31,516	26,797	23,489	19,914	17,466	14,818
	触法少年	13,945	12,592	11,846	9,759	8,587	8,311	6,969	6,162	5,086	5,581
少年人口	10歳～19歳	11,879,352	11,794,154	11,666,973	11,506,696	11,472,278	11,332,682	11,192,945	11,050,694	10,899,104	10,857,543
	14歳～19歳	7,216,479	7,190,563	7,139,801	7,084,302	7,134,623	7,046,628	6,930,789	6,794,876	6,658,445	6,604,638
人口比	10歳～19歳 1000人比	6.7	5.9	5.2	4.1	3.3	2.9	2.6	2.2	1.9	1.7
	14歳～19歳 1000人比	9.1	7.9	6.8	5.5	4.4	3.8	3.4	2.9	2.6	2.2
広島県	刑法犯少年	2,403	2,209	2,153	1,356	1,331	1,112	869	769	672	550
	犯罪少年	1,702	1,579	1,421	941	767	662	499	481	450	320
	触法少年	701	630	732	415	564	450	370	288	222	230
少年人口	10歳～19歳	270,179	268,513	265,660	262,696	263,944	261,693	259,353	257,412	255,725	253,822
	14歳～19歳	164,376	163,583	161,872	161,030	162,816	161,404	159,077	156,604	154,728	152,716
人口比	10歳～19歳 1000人比	8.6	7.9	7.8	4.9	4.6	3.9	3.0	2.7	2.4	1.9
	14歳～19歳 1000人比	10.4	9.7	8.8	5.8	4.7	4.1	3.1	3.1	2.9	2.1

※ 10～19歳1000人比は、10～19歳少年人口に占める刑法犯少年(10～19歳)の割合を示す。

(2) 令和3年中の刑法犯少年の都道府県別少年人口比

- 14～19歳(1,000人当たりにおける検挙人員)

広島県は2.1人で、全国平均を0.1ポイント下回った。

- 10～19歳(1,000人当たりにおける検挙人員)

広島県は1.9人で、全国平均を0.2ポイント上回った。

【14～19歳】

順位	都道府県	人口比
	全国(平均)	2.2
1	大阪	3.5
2	兵庫	3.2
3	和歌山	3.1
4	東京	3.1
5	沖縄	3.0
6	岡山	2.9
7	福岡	2.8
8	愛知	2.7
9	滋賀	2.7
10	高知	2.7
11	京都	2.5
12	奈良	2.3
13	愛媛	2.2
14	鳥取	2.2
15	静岡	2.2
16	千葉	2.1
17	埼玉	2.1
18	広島	2.1
19	富山	2.1
20	山口	2.1
21	北海道	2.0
22	香川	2.0
23	神奈川	1.9
24	岐阜	1.9
25	三重	1.8
26	石川	1.7
27	鹿児島	1.7
28	宮崎	1.7
29	徳島	1.7
30	熊本	1.7
31	群馬	1.6
32	山梨	1.5
33	福井	1.5
34	長崎	1.4
35	新潟	1.4
36	秋田	1.4
37	栃木	1.3
38	佐賀	1.3
39	山形	1.3
40	島根	1.3
41	宮城	1.3
42	長野	1.2
43	大分	1.1
44	茨城	1.0
45	福島	1.0
46	岩手	1.0
47	青森	0.8

【10～19歳】

順位	都道府県	人口比
	全国(平均)	1.7
1	沖縄	2.8
2	和歌山	2.7
3	兵庫	2.7
4	大阪	2.6
5	東京	2.5
6	高知	2.4
7	滋賀	2.4
8	岡山	2.3
9	福岡	2.2
10	京都	2.1
11	奈良	2.1
12	鳥取	1.9
13	広島	1.9
14	愛媛	1.9
15	愛知	1.8
16	北海道	1.7
17	富山	1.7
18	静岡	1.6
19	山口	1.5
20	香川	1.5
21	石川	1.5
22	岐阜	1.5
23	埼玉	1.5
24	千葉	1.4
25	宮崎	1.4
26	熊本	1.3
27	三重	1.3
28	島根	1.3
29	鹿児島	1.3
30	神奈川	1.2
31	秋田	1.2
32	山形	1.2
33	新潟	1.1
34	徳島	1.1
35	福井	1.1
36	群馬	1.1
37	佐賀	1.1
38	長崎	1.1
39	青森	1.0
40	山梨	1.0
41	岩手	0.9
42	茨城	0.9
43	福島	0.9
44	宮城	0.9
45	長野	0.9
46	栃木	0.9
47	大分	0.8

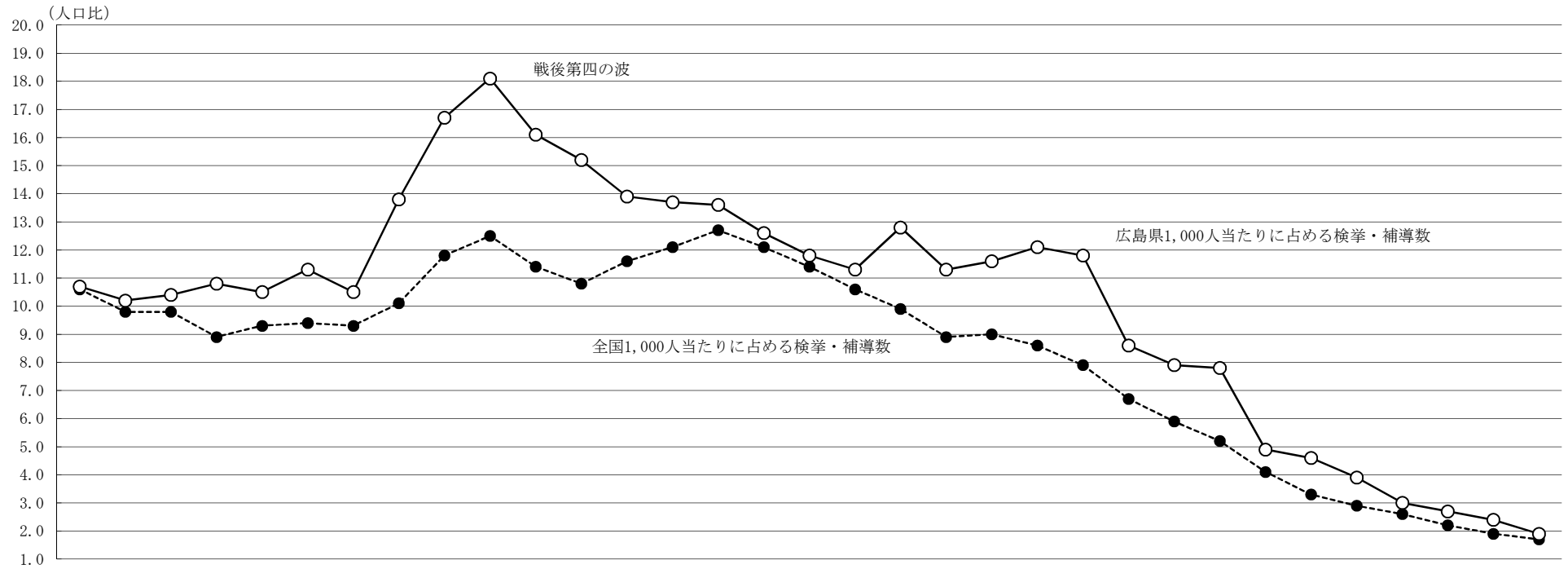
【広島県の推移】

	全国順位	人口比
平成29年	10位	4.1
平成30年	20位	3.1
令和元年	9位	3.1
令和2年	9位	2.9
令和3年	18位	2.1

【広島県の推移】

	全国順位	人口比
平成29年	7位	3.9
平成30年	10位	3.0
令和元年	8位	2.7
令和2年	8位	2.4
令和3年	13位	1.9

(3) 刑法犯少年の年次別推移 (全国・広島県)



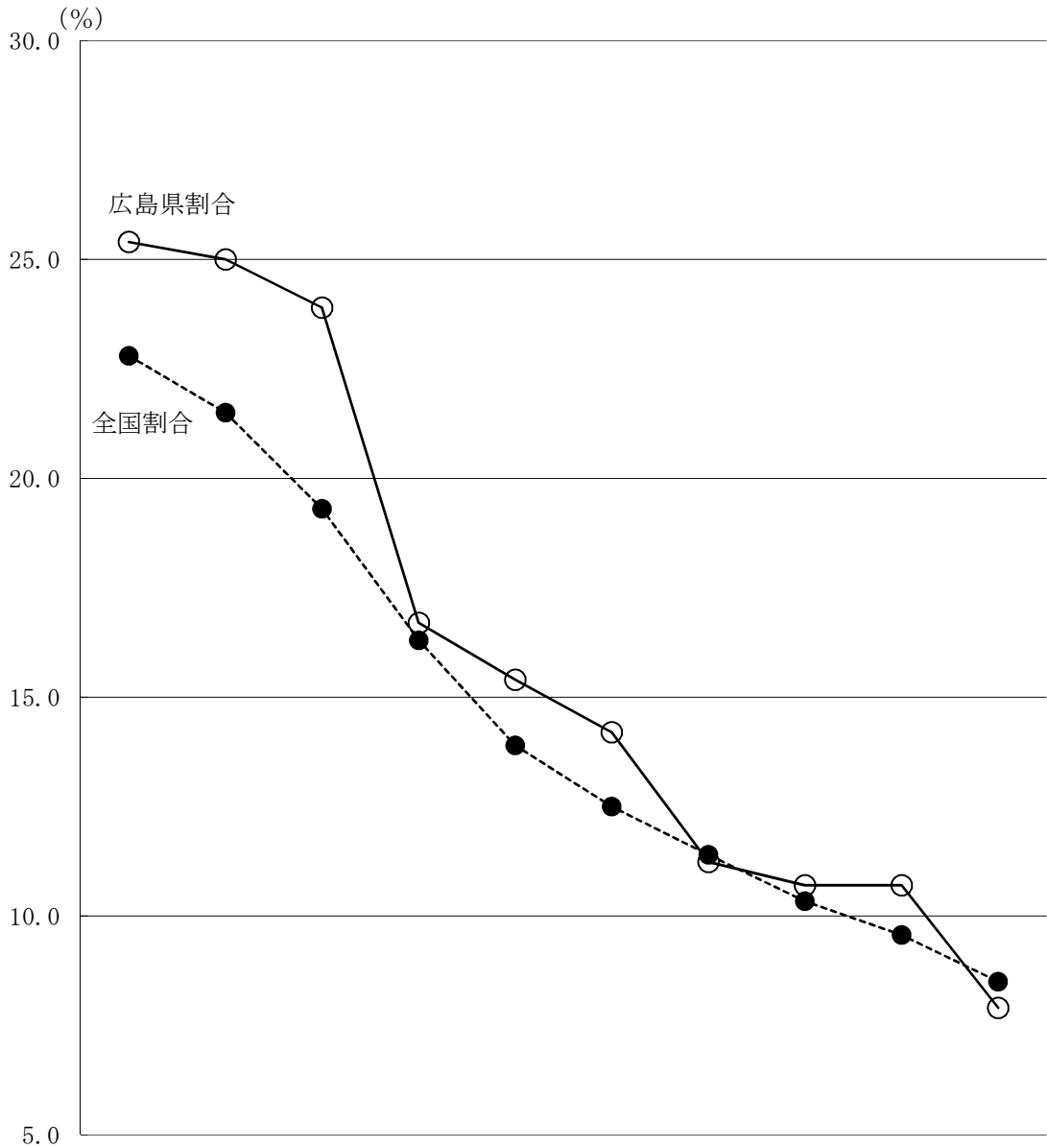
区 分	平元	平2	平3	平4	平5	平6	平7	平8	平9	平10	平11	平12	平13	平14	平15	平16	平17	平18	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3	
全国	刑法 総数	199,644	182,328	177,097	157,167	158,300	155,079	149,137	156,823	178,950	184,290	164,224	152,813	158,721	162,252	165,943	155,038	144,234	131,604	121,128	108,534	108,311	103,573	94,312	79,393	69,061	60,207	48,680	40,103	35,108	30,458	26,076	22,552	20,399
	犯罪少年	165,053	154,168	149,663	133,882	133,132	131,268	126,249	133,581	152,825	157,385	141,721	132,336	138,654	141,775	144,404	134,847	123,715	112,817	103,224	90,966	90,282	85,846	77,696	65,448	56,469	48,361	38,921	31,516	26,797	23,489	19,914	17,466	14,818
	触法少年	34,591	28,160	27,434	23,285	25,168	23,811	22,888	23,242	26,125	26,905	22,503	20,477	20,067	20,477	21,539	20,191	20,519	18,787	17,904	17,568	18,029	17,727	16,616	13,945	12,592	11,846	9,759	8,587	8,311	6,969	6,162	5,086	5,581
	少年人口	18,902,382	18,533,872	18,090,941	15,780,000	17,020,900	16,478,411	16,035,763	15,565,920	15,157,424	14,770,000	14,387,529	14,193,157	13,714,561	13,414,414	13,093,508	12,807,196	12,628,275	12,376,022	12,207,797	12,154,000	11,994,344	11,984,392	11,947,511	11,879,352	11,794,154	11,666,973	11,506,696	11,472,278	11,332,682	11,192,945	11,050,694	10,899,104	10,857,543
	1,000人比	10.6	9.8	9.8	8.9	9.3	9.4	9.3	10.1	11.8	12.5	11.4	10.8	11.6	12.1	12.7	12.1	11.4	10.6	9.9	8.9	9.0	8.6	7.9	6.7	5.9	5.2	4.1	3.3	2.9	2.6	2.2	1.9	1.7
広島県	刑法 総数	4,801	4,427	4,392	4,439	4,207	4,362	3,869	4,954	5,850	6,181	5,393	4,950	4,381	4,244	4,114	3,743	3,430	3,191	3,575	3,130	3,200	3,371	3,187	2,403	2,209	2,153	1,356	1,331	1,112	869	769	672	550
	犯罪少年	4,099	3,952	3,912	3,964	3,673	3,923	3,405	4,479	5,236	5,509	4,776	4,250	3,748	3,598	3,382	2,991	2,641	2,525	2,828	2,334	2,337	2,385	2,172	1,702	1,579	1,421	941	767	662	499	481	450	320
	触法少年	702	475	480	475	534	439	464	475	614	672	617	700	633	646	732	752	789	666	747	796	863	986	1,015	701	630	732	415	564	450	370	288	222	230
	少年人口	448,146	432,215	424,347	412,818	399,336	385,738	369,902	359,977	351,350	342,300	334,574	326,366	315,675	309,963	302,780	296,665	291,618	283,605	280,133	277,740	275,512	270,504	271,078	270,179	268,513	265,660	262,696	263,944	261,693	259,353	257,412	255,725	253,822
	1,000人比	10.7	10.2	10.4	10.8	10.5	11.3	10.5	13.8	16.7	18.1	16.1	15.2	13.9	13.7	13.6	12.6	11.8	11.3	12.8	11.3	11.6	12.1	11.8	8.6	7.9	7.8	4.9	4.6	3.9	3.0	2.7	2.4	1.9

※ 少年人口は、10歳～19歳を示し、1,000人比は、10～19歳人口に占める刑法犯少年(10～19歳)の割合を示す。

(4) 刑法犯に占める少年の割合の年次別推移（全国・広島県）

ア 総数（犯罪少年）

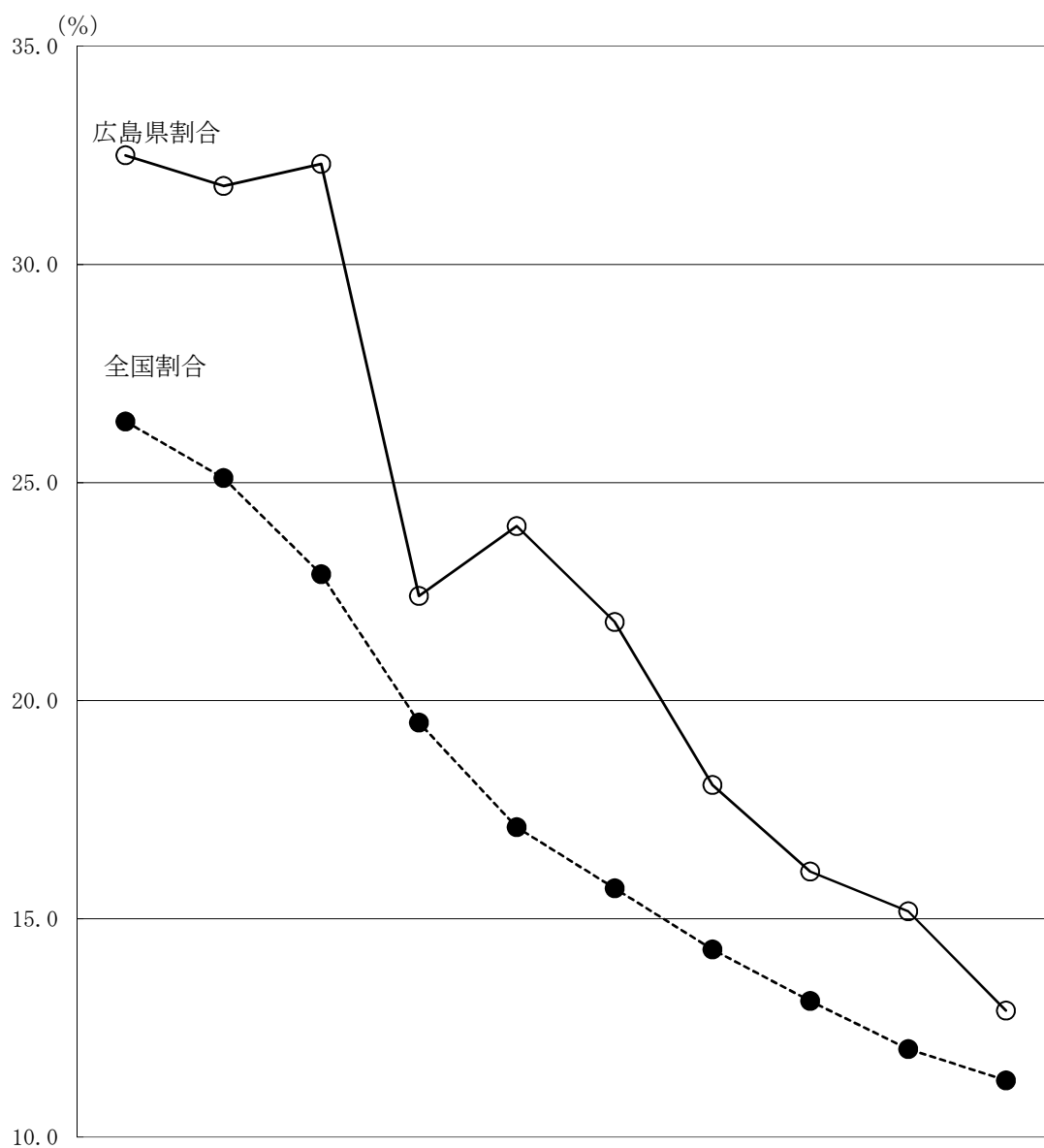
平成9年（58.9%）、10年（58.9%）をピークに減少傾向にあり、令和3年は、全国の割合を下回った。



区 分		平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
全 国	総 数	287,021	262,486	251,115	239,355	226,376	215,003	206,094	192,607	182,582	175,041
	成 人	221,573	206,017	202,754	200,434	194,860	188,206	182,605	172,693	165,116	160,223
	少 年	65,448	56,469	48,361	38,921	31,516	26,797	23,489	19,914	17,466	14,818
	割 合	22.8	21.5	19.3	16.3	13.9	12.5	11.4	10.3	9.6	8.5
広 島 県	総 数	6,702	6,326	5,938	5,631	4,989	4,655	4,440	4,493	4,206	4,036
	成 人	5,000	4,747	4,517	4,690	4,222	3,993	3,941	4,012	3,756	3,716
	少 年	1,702	1,579	1,421	941	767	662	499	481	450	320
	割 合	25.4	25.0	23.9	16.7	15.4	14.2	11.2	10.7	10.7	7.9

イ 総数（触法少年を含む）

平成10年（61.7%）以降減少傾向にあるが、依然として全国より高い水準にある。

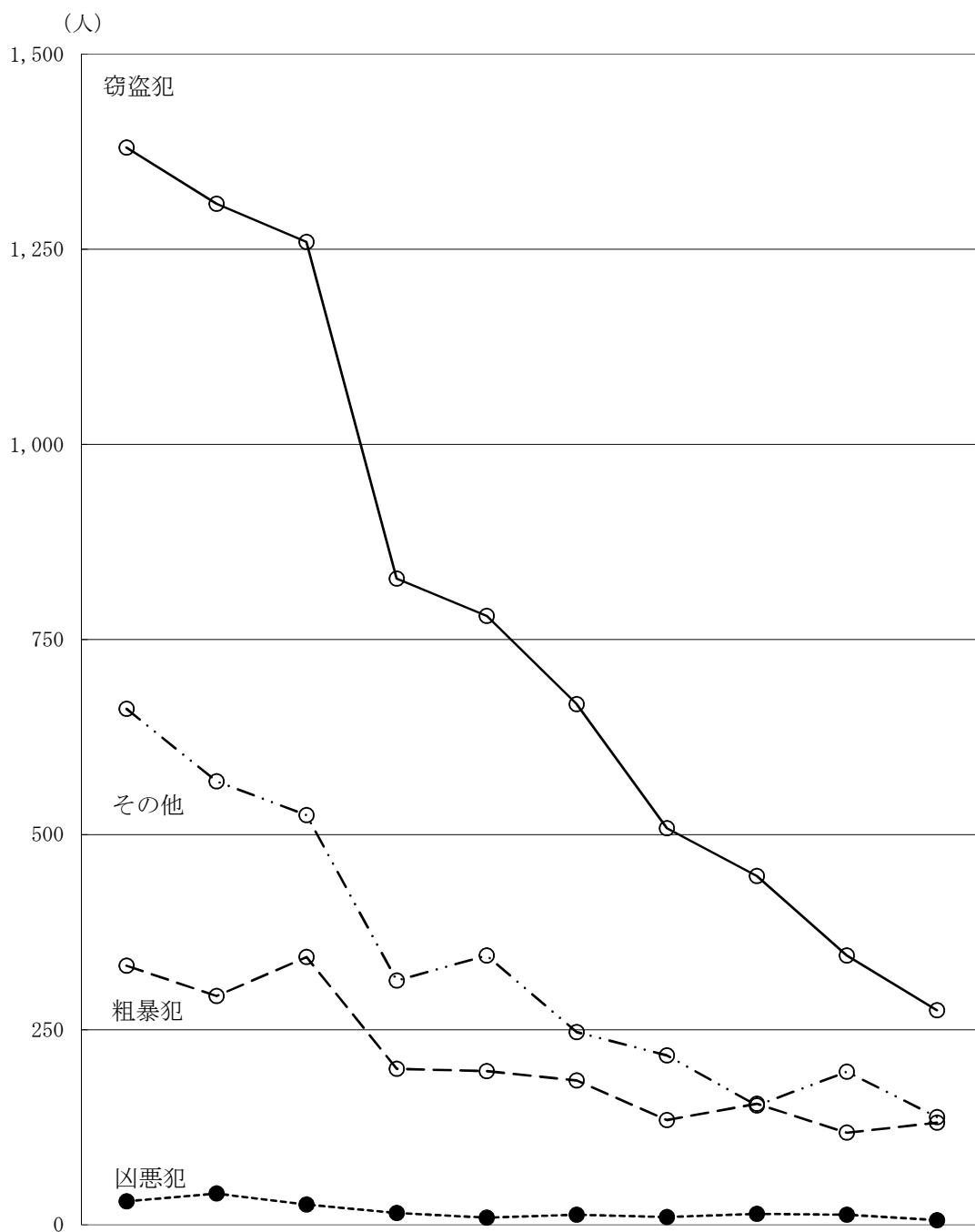


区 分		平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
全国	総数	300,966	275,078	262,961	249,114	234,963	223,314	213,063	198,769	187,668	180,622
	成人	221,573	206,017	202,754	200,434	194,860	188,206	182,605	172,693	165,116	160,223
	少年	79,393	69,061	60,207	48,680	40,103	35,108	30,458	26,076	22,552	20,399
	割合	26.4	25.1	22.9	19.5	17.1	15.7	14.3	13.1	12.0	11.3
広島県	総数	7,403	6,956	6,670	6,046	5,553	5,105	4,810	4,781	4,428	4,266
	成人	5,000	4,747	4,517	4,690	4,222	3,993	3,941	4,012	3,756	3,716
	少年	2,403	2,209	2,153	1,356	1,331	1,112	869	769	672	550
	割合	32.5	31.8	32.3	22.4	24.0	21.8	18.1	16.1	15.2	12.9

(5) 罪種別検挙・補導状況（触法少年を含む）

ア 年次別推移

窃盗犯が最も多いが，平成23年以降は減少傾向にある。

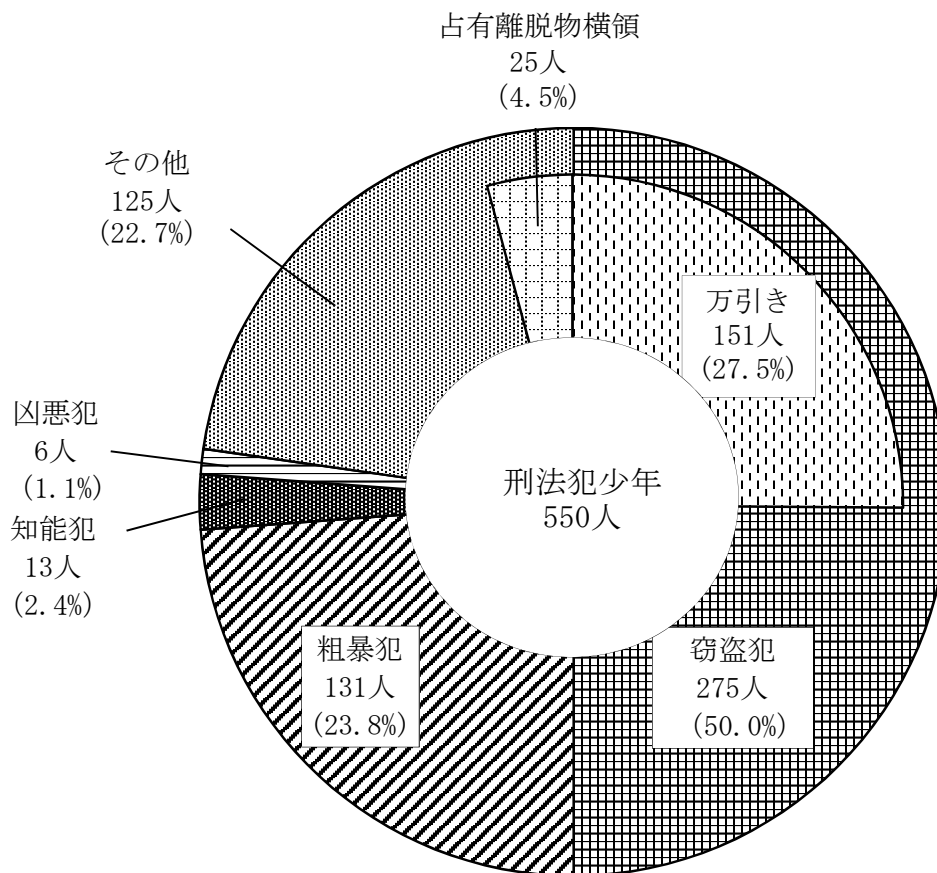


区 分	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
総 数	2,403	2,209	2,153	1,356	1,331	1,112	869	769	672	550
凶 悪 犯	30	40	26	15	9	13	10	14	13	6
粗 暴 犯	332	293	343	200	197	185	134	155	118	131
窃 盗 犯	1,380	1,308	1,259	828	780	667	508	447	345	275
そ の 他	661	568	525	313	345	247	217	153	196	138

イ 構成比

窃盗犯が全刑法犯少年の50.0%を占め、そのうち54.9%が万引きである。万引きは全体からみても27.5%を占めており、最多である。

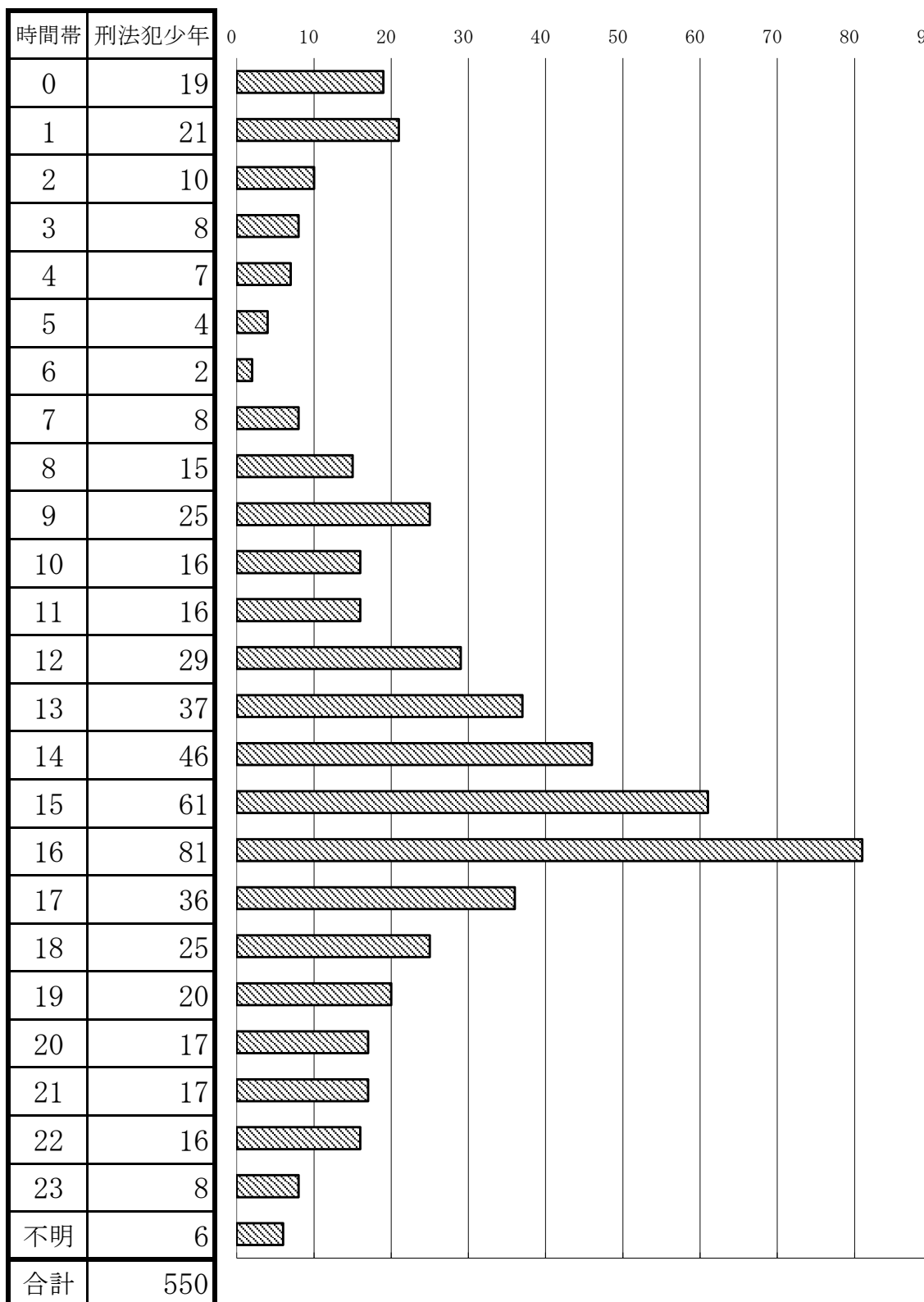
区分	総数	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	その他
令和3年	550	6	131	275	13	125
構成比	100.0	1.1	23.8	50.0	2.4	22.7
令和2年	672	13	118	345	15	181
構成比	100.0	1.9	17.6	51.3	2.2	26.9
増減	数	▲122	▲7	▲70	▲2	▲56
率		▲18.2	▲53.8	11.0	▲20.3	▲13.3



ウ 令和3年中の非行時間帯別検挙・補導状況

14時から16時台までの時間帯が特に多く、約3割（34.2%）を占めている。

(人)



(6) 初発型非行

総数は減少傾向にあるが、全刑法犯少年に占める率は依然として高い水準で推移している。令和3年は刑法犯全体の44.2%を占め、中でも万引きが初発型非行の62.1%を占めている。

ア 年次別推移

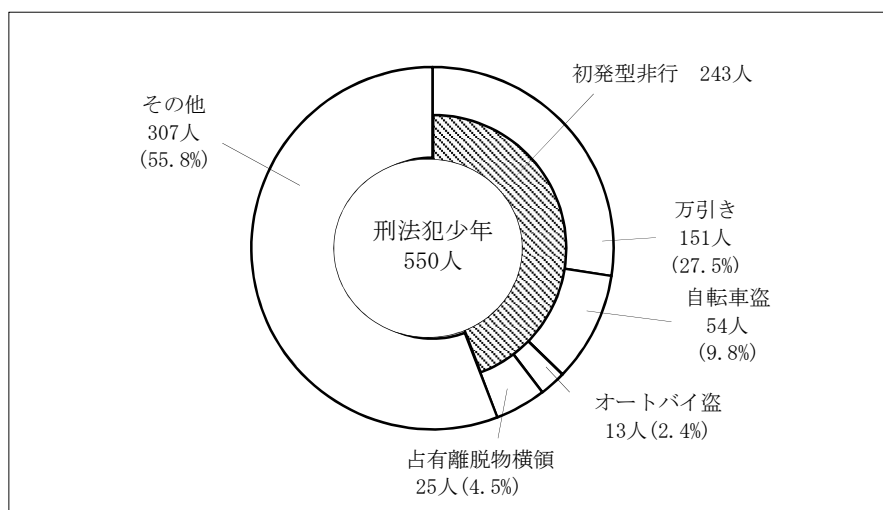
区 分	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3
刑法犯少年総数	2,403	2,209	2,153	1,356	1,331	1,112	869	769	672	550
初発型非行	1,449	1,286	1,259	838	776	627	465	405	320	243
万 引 き	821	773	757	486	459	394	303	267	177	151
自 転 車 盗	210	178	189	135	131	101	71	69	80	54
オートバイ盗	123	107	97	79	58	47	29	12	14	13
占有離脱物横領	295	228	216	138	128	85	62	57	49	25
その他の刑法犯	954	923	894	518	555	485	404	364	352	307
刑法犯少年に占める率	60.3	58.2	58.5	61.8	58.3	56.4	53.5	52.7	47.6	44.2

イ 学業・職業・年齢別前年対比

区 分	総 数	学 業 別							令和2年	増 減	
		未 就 学	小 学 生	中 学 生	高 校 生	大 学 生 等	有 職	無 職		数	率
総 数	243	0	76	47	81	10	22	7	320	▲ 77	▲ 24.1
万 引 き	151	0	61	26	43	5	14	2	177	▲ 26	▲ 14.7
自 転 車 盗	54	0	10	10	21	4	5	4	80	▲ 26	▲ 32.5
オートバイ盗	13	0	0	5	8	0	0	0	14	▲ 1	▲ 7.1
占有離脱物横領	25	0	5	6	9	1	3	1	49	▲ 24	▲ 49.0
令 和 2 年	320	0	84	79	110	12	26	9			
増減	数	▲ 77	0	▲ 8	▲ 32	▲ 29	▲ 2	▲ 4	▲ 2		
	率	▲ 24.1	-	▲ 9.5	▲ 40.5	▲ 26.4	▲ 16.7	▲ 15.4	▲ 22.2		

区 分	総 数	年 齢 別							
		14 歳 未 満	14 歳	15 歳	16 歳	17 歳	18 歳	19 歳	
総 数	243	101	18	21	34	26	28	15	
万 引 き	151	79	6	9	15	12	21	9	
自 転 車 盗	54	14	5	6	11	8	6	4	
オートバイ盗	13	0	5	2	5	1	0	0	
占有離脱物横領	25	8	2	4	3	5	1	2	
令 和 2 年	320	116	34	28	57	38	32	15	
増減	数	▲ 77	▲ 15	▲ 16	▲ 7	▲ 23	▲ 12	▲ 4	0
	率	▲ 24.1	▲ 12.9	▲ 47.1	▲ 25.0	▲ 40.4	▲ 31.6	▲ 12.5	-

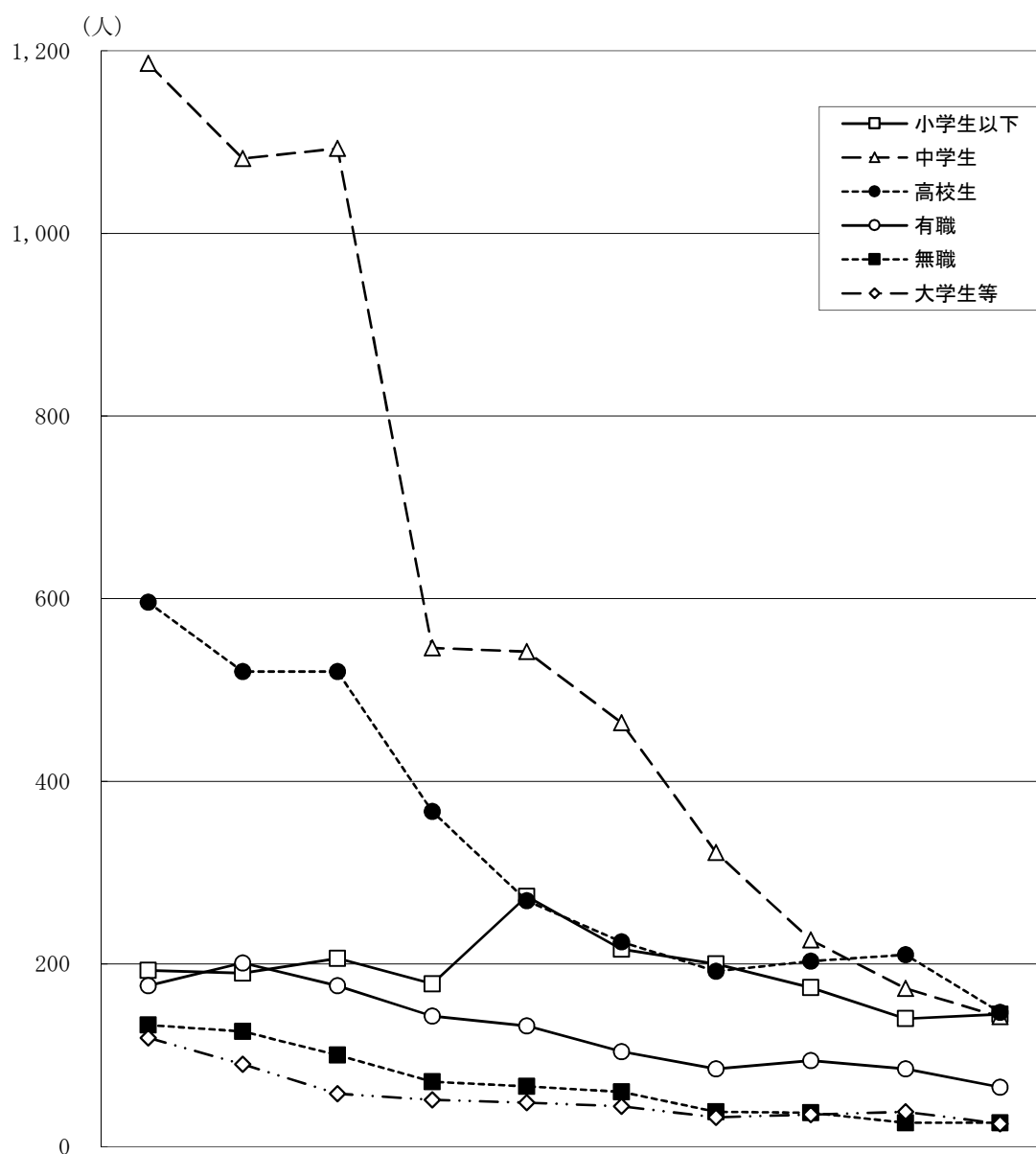
ウ 刑法犯少年に占める初発型非行の割合



(7) 学職別検挙・補導状況

ア 年次別推移

令和3年中の検挙・補導数は、中学生・高校生が前年から大幅に減少している。



区分	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	
総数	2,403	2,209	2,153	1,356	1,331	1,112	869	769	672	550	
学生・生徒	小学生以下	193	190	206	178	274	216	200	174	140	145
	中学生	1,186	1,082	1,093	546	542	464	322	226	173	142
	高校生	596	520	520	367	269	224	192	203	210	147
	大学生等	119	90	58	51	48	44	32	35	38	25
有職	176	201	176	143	132	104	85	94	85	65	
無職	133	126	100	71	66	60	38	37	26	26	

イ 罪種別

(凶悪犯)

区分	殺 人										強 盗									
	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3
総数		6	1	1	1	5				1	14	16	15	6	3	6	2	1	8	1
未就学																				
小学生						1														
中学生			1	1	1	1					3	2	1	1						1
高校生		3				1					5	3	5	1	2		1	1	4	
大学生等		1								1		2	1						1	1
有職		1				1					3	3	7	4		4	1			
無職		1				1					3	6	1		1	2				2

区分	放 火										強 制 性 交 等									
	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3
総数	8	9	3	3	1	2	2			2	8	9	7	5	4		6	13	3	4
未就学																				
小学生	3	4			1	1	2						1				1	1		
中学生	4	1	1	1		1					3			1	1		1	1	1	2
高校生		1	1							1	2	3	1	2	1		3	9		1
大学生等	1		1	1						1			1	1	1			1	2	
有職		2		1								6	3	1	1		1	1		1
無職		1									3		1							

(粗暴犯)

区分	暴 行										傷 害									
	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3
総数	105	87	133	101	88	81	45	58	44	54	175	166	165	82	84	79	75	64	58	52
未就学																				
小学生	3	6	9	9	8	12	9	14	5	21	5	6	8	7	7	11	10	10	9	6
中学生	68	50	94	60	61	48	23	20	26	19	101	101	101	50	50	30	36	27	12	20
高校生	17	15	17	20	13	10	6	18	8	5	30	24	21	9	4	9	13	8	19	10
大学生等	3	5	2	3		2	1			2	1	4	4	3	2	2	1	1	1	3
有職	12	9	6	7	5	8	5	5	3	4	27	21	22	8	21	22	9	15	14	9
無職	2	2	5	2	1	1	1	1	2	3	11	10	9	5		5	6	3	3	4

区分	脅 迫										恐 喝									
	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3
総数	8	9	14	5	15	9	8	11	9	8	44	31	31	12	10	16	6	22	7	17
未就学																				
小学生		1	1		1	1		3	1	1					2	1		2		1
中学生	4	5	10	1	11	3	3	2	4	3	22	22	18	2	4	1	5	5	3	7
高校生	1	1	1	2	1	3	3	4	2	3	12	3	6	1	2	6		6	1	2
大学生等			1		1		1	2			1					1		1		
有職	2	2		1	1	1	1		2		6	3	2	9		5	1	7	3	6
無職	1		1	1		1				1	3	3	5		2	2		1		1

(窃盗犯)

(風俗犯)

区分	窃 盗 犯										わ い せ つ									
	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3
総数	1,380	1,308	1,259	828	780	667	508	447	345	275	23	29	25	18	33	23	34	19	23	21
未就学	1			2				1												
小学生	140	138	137	130	204	161	137	116	86	78	2	2	4	3	2	5	6	4	7	3
中学生	676	614	646	312	279	275	188	134	84	58	7	14	10	10	18	13	17	8	9	13
高校生	362	323	321	235	163	130	107	106	120	88	8	8	7	5	9	2	6	7	4	5
大学生等	53	50	21	30	26	24	20	20	11	13	3		2			1	1			
有職	78	109	79	78	73	43	37	46	33	28	1	3	2		3	1	3		3	
無職	70	74	55	41	35	34	19	24	11	10	2	2			1	1	1			

(知能犯)

区分	詐 欺										横 領 等									
	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3
総数	14	9	22	15	28	15	18	11	14	13	1	1	2	4					1	
未就学																				
小学生				1	5	1	1	3												
中学生	7	1		3	5	1	6	2	6	2										
高校生	1	3	9	2	5	3	5	2	4	3		1	2	2					1	
大学生等	1	1	2	2		1	1	2	2	1										
有職	1	1	5	3	4	4	2	1	1	5	1			1						
無職	4	3	6	4	9	5	3	1	1	2				1						

(その他)

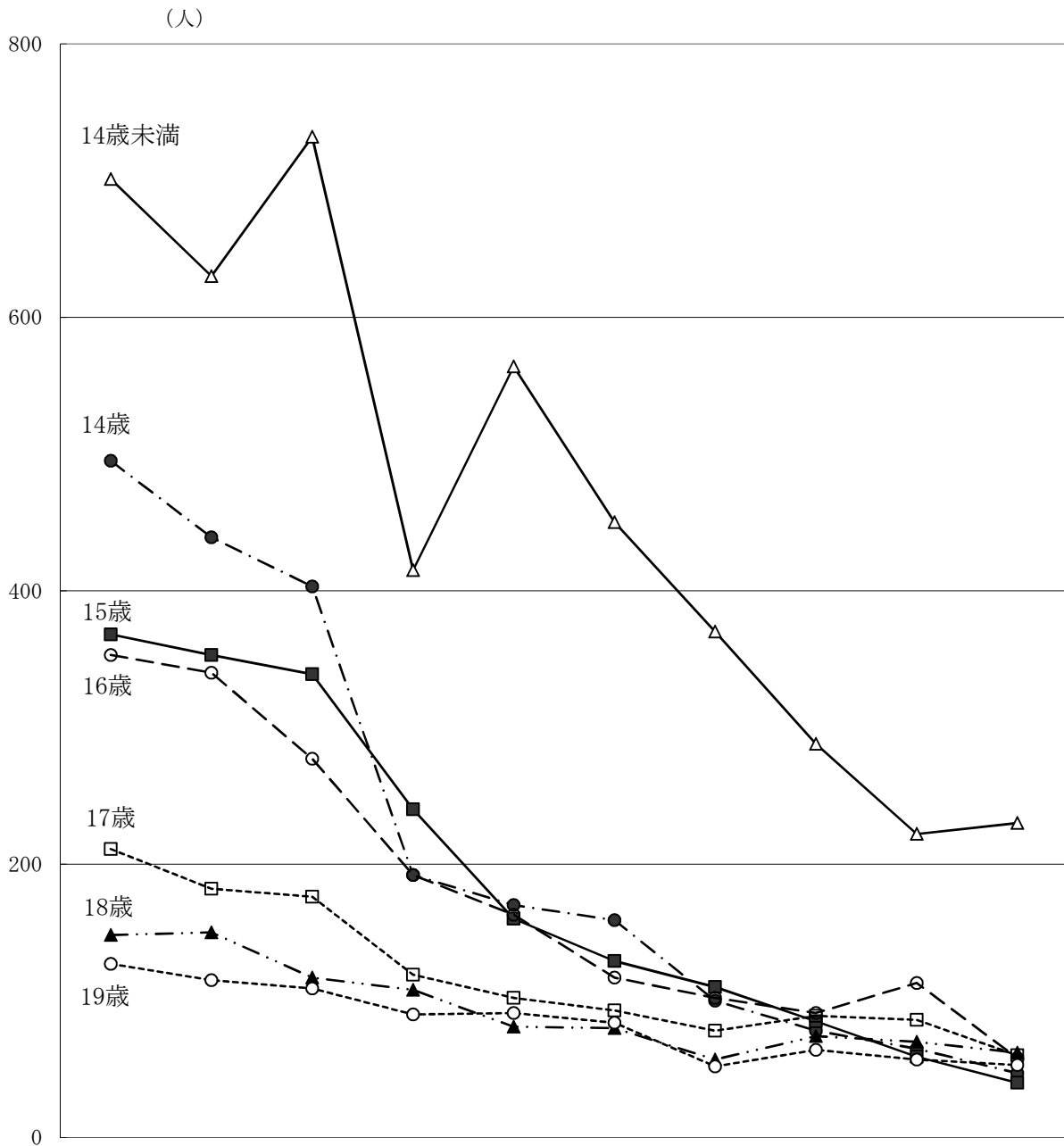
区分	占 有 離 脱 物 横 領										器 物 損 壊 等									
	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3
総数	295	228	216	138	128	85	62	57	49	25	87	83	74	26	57	34	32	26	32	35
未就学																				2
小学生	18	3	14	11	14	3	4	4	3	5	16	9	22	10	19	10	19	13	15	20
中学生	126	103	77	41	39	30	19	6	8	6	53	55	43	12	33	18	3	3	9	6
高校生	86	73	75	53	41	37	24	28	19	9	10	11	6	2	3	4	5	4	6	4
大学生等	35	21	17	10	13	9	5	6	6	1	1	2		1	1	1		1	1	
有職	18	15	19	16	11	4	6	9	9	3	4	4	3	1		1	3	5	1	3
無職	12	13	14	7	10	2	4	4	4	1	3	2			1		2			

区分	住 居 侵 入 等										そ の 他									
	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3
総数	154	102	113	42	46	45	45	19	53	22	87	116	73	70	53	44	24	18	24	22
未就学																		1		
小学生	1	12	4	3	8	1	5	1	12	3	4	9	6	2	3	8	6	1	2	5
中学生	68	50	53	16	24	26	17	12	5	6	44	64	38	35	16	17	4	5	5	
高校生	44	26	34	12	7	11	11	6	14	9	18	22	14	21	18	8	8	3	7	8
大学生等	17	3	5			2	1		10	1	3	1	1		4	1	1	1	3	2
有職	11	8	15	5	4	2	10		9		12	14	13	8	9	7	4	5	7	6
無職	13	3	2	6	3	3	1		3	3	6	6	1	4	3	3	1	2		1

※ その他とは、公務執行妨害、盗品などに関する罪など、前記罪種に含まれないもの。

(8) 年齢別検挙・補導状況の年次別推移

令和3年中は、前年に比べ、14歳未満が微増している。



区分	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
総数	2,403	2,209	2,153	1,356	1,331	1,112	869	769	672	550
14歳未満	701	630	732	415	564	450	370	288	222	230
14歳	495	439	403	192	170	159	100	78	65	47
15歳	368	353	339	240	160	129	110	85	59	40
16歳	353	340	277	192	163	117	102	91	113	58
17歳	211	182	176	119	102	93	78	89	86	60
18歳	148	150	117	108	81	80	57	74	70	62
19歳	127	115	109	90	91	84	52	64	57	53

(9) 罪種・学職及び年齢別の前年対比状況（全国・広島県）

ア 全国

区 分	令和 3年	学職別						令和 2年	増減		
		小学生 以下	中学生	高校生	大学生等	有職	無職		数	率	
令 和 3 年	20,399	3,248	4,939	6,031	1,244	3,200	1,737	22,552	▲ 2,153	▲ 9.5	
凶 悪 犯	殺 人	38	0	7	10	4	10	7	51	▲ 13	▲ 25.5
	強 盗	217	0	13	44	13	96	51	326	▲ 109	▲ 33.4
	放 火	55	23	14	7	4	5	2	58	▲ 3	▲ 5.2
粗 暴 犯	強 制 性 交 等	154	5	39	40	17	43	10	142	12	8.5
粗 暴 犯	暴 行	1,356	319	464	233	42	210	88	1,288	68	5.3
	傷 害	1,890	129	456	485	59	550	211	1,992	▲ 102	▲ 5.1
	脅 迫	224	36	54	56	16	43	19	235	▲ 11	▲ 4.7
	恐 喝	314	8	44	90	15	113	44	387	▲ 73	▲ 18.9
犯 罪	凶器準備集合	6	0	0	5	0	0	1	22	▲ 16	▲ 72.7
窃 犯	盗 犯	10,690	2,054	2,630	3,282	561	1,343	820	12,333	▲ 1,643	▲ 13.3
知 能 犯	詐 欺	871	10	39	233	130	216	243	663	208	31.4
	横 領	18	1	1	3	5	6	2	17	1	5.9
	偽 造	62	0	6	30	9	12	5	84	▲ 22	▲ 26.2
	背 任 等 (※)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
風 俗 犯	賭 博	3	0	0	1	0	1	1	2	1	50.0
	わいせつ	672	81	240	226	57	55	13	572	100	17.5
そ の 他	占有離脱物横領	1,227	74	222	541	170	155	65	1,761	▲ 534	▲ 30.3
	住居侵入	968	53	347	339	76	99	54	946	22	2.3
	盗品等	238	8	54	120	12	28	16	306	▲ 68	▲ 22.2
	器物損壊	879	383	211	152	28	75	30	827	52	6.3
他	その他	517	64	98	134	26	140	55	540	▲ 23	▲ 4.3
令 和 2 年	22,552	3,018	5,080	7,006	1,425	3,965	2,058				
増 減	数	▲ 2,153	230	▲ 141	▲ 975	▲ 181	▲ 765	▲ 321			
率	▲ 9.5	7.6	▲ 2.8	▲ 13.9	▲ 12.7	▲ 19.3	▲ 15.6				

区 分	令和 3年	年齢別							
		14歳未満	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳	
令 和 3 年	20,399	5,581	1,697	2,224	3,042	2,905	2,580	2,370	
凶 悪 犯	殺 人	38	3	4	4	3	2	9	13
	強 盗	217	3	5	16	34	48	56	55
	放 火	55	28	9	3	1	3	5	6
粗 暴 犯	強 制 性 交 等	154	20	14	12	18	31	26	33
粗 暴 犯	暴 行	1,356	613	111	119	125	122	130	136
	傷 害	1,890	276	188	232	334	326	257	277
	脅 迫	224	58	21	25	25	29	34	32
	恐 喝	314	28	14	30	63	62	60	57
犯 罪	凶器準備集合	6	0	0	0	6	0	0	0
窃 犯	盗 犯	10,691	3,270	929	1,235	1,669	1,473	1,125	990
知 能 犯	詐 欺	871	24	21	36	105	154	282	249
	横 領	18	2	0	0	1	2	4	9
	偽 造	62	2	4	5	6	22	13	10
	背 任 等 (※)	0	0	0	0	0	0	0	0
風 俗 犯	賭 博	3	0	0	0	0	0	1	2
	わいせつ	672	206	72	87	71	80	85	71
そ の 他	占有離脱物横領	1,227	176	85	134	217	215	210	190
	住居侵入	852	221	127	122	23	133	126	100
	盗品等	238	25	17	48	73	40	22	13
	器物損壊	879	519	50	58	78	72	54	48
他	その他	632	107	26	58	190	91	81	79
令 和 2 年	22,552	5,086	1,870	2,630	3,681	3,500	3,007	2,778	
増 減	数	▲ 2,153	495	▲ 173	▲ 406	▲ 639	▲ 595	▲ 427	▲ 408
率	▲ 9.5	9.7	▲ 9.3	▲ 15.4	▲ 17.4	▲ 17.0	▲ 14.2	▲ 14.7	

※ 背任等は、詐欺・横領・偽造以外の知能犯を示す。

イ 広島県

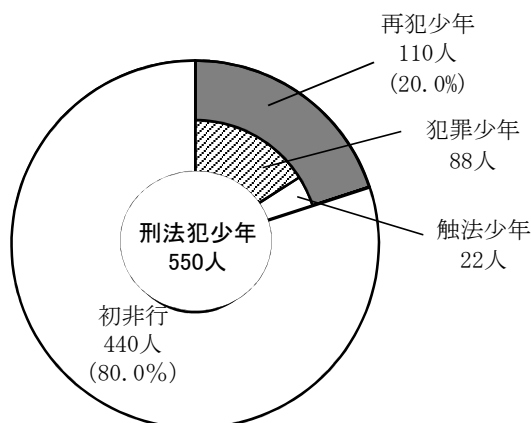
区 分	令和 3年	学職別							令和 2年	増減		
		未就学	小学生	中学生	高校生	大学生等	有職	無職		数	率	
令 和 3 年	550	2	143	142	147	25	65	26	672	▲ 122	▲ 18.2	
凶 悪 犯	殺 人	1	0	0	0	0	1	0	0	0	1	-
	強 盗	1	0	0	0	0	1	0	0	8	▲ 7	▲ 87.5
	放 火	0	0	0	0	0	0	0	0	2	▲ 2	▲ 100.0
粗 暴 犯	強 制 性 交 等	4	0	0	2	1	0	1	0	3	1	33.3
	暴 行	54	0	21	19	5	2	4	3	44	10	22.7
	傷 害	52	0	6	20	10	3	9	4	58	▲ 6	▲ 10.3
	脅 迫	8	0	1	3	3	0	0	1	9	▲ 1	▲ 11.1
犯	恐 喝	17	0	1	7	2	0	6	1	7	10	142.9
	凶器準備集合	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
窃 盗 犯	275	0	78	58	88	13	28	10	345	▲ 70	▲ 20.3	
知 能 犯	詐 欺	13	0	0	2	3	1	5	2	14	▲ 1	▲ 7.1
	横 領	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
	偽 造	0	0	0	0	0	0	0	0	1	▲ 1	▲ 100.0
	背 任	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
風 俗 犯	賭 博	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
	わいせつ	21	0	3	13	5	0	0	0	23	▲ 2	▲ 8.7
そ の 他	占有離脱物横領	25	0	5	6	9	1	3	1	49	▲ 24	▲ 49.0
	住居侵入	22	0	3	6	9	1	0	3	53	▲ 31	▲ 58.5
	盗品等	1	0	1	0	0	0	0	0	8	▲ 7	▲ 87.5
	器物損壊	35	2	20	6	4	0	3	0	32	3	9.4
其 他	21	0	4	0	8	2	6	1	16	5	31.3	
令 和 2 年	672	0	140	173	210	38	85	26				
増 減	数	▲ 122	2	▲ 31	▲ 63	▲ 13	▲ 20	0				
減	率	▲ 18.2	-	2.1	▲ 17.9	▲ 30.0	▲ 34.2	▲ 23.5	0.0			

区 分	令和 3年	年齢別						
		14歳未満	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳
令 和 3 年	550	230	47	40	58	60	62	53
凶 悪 犯	殺 人	1	0	0	0	0	0	1
	強 盗	1	0	0	0	0	0	1
	放 火	0	0	0	0	0	0	0
粗 暴 犯	強 制 性 交 等	4	0	1	1	0	2	0
	暴 行	54	34	5	1	2	6	5
	傷 害	52	20	5	4	4	6	9
	脅 迫	8	4	0	0	2	0	1
犯	恐 喝	17	4	4	0	2	0	4
	凶器準備集合	0	0	0	0	0	0	0
窃 盗 犯	275	111	20	22	37	30	36	19
知 能 犯	詐 欺	13	1	1	0	2	1	5
	横 領	0	0	0	0	0	0	0
	偽 造	0	0	0	0	0	0	0
	背 任	0	0	0	0	0	0	0
風 俗 犯	賭 博	0	0	0	0	0	0	0
	わいせつ	21	11	4	3	1	1	0
そ の 他	占有離脱物横領	25	8	2	4	3	5	2
	住居侵入	22	5	4	1	1	3	2
	盗品等	1	1	0	0	0	0	0
	器物損壊	35	27	1	2	0	3	0
其 他	21	4	0	2	4	3	4	
令 和 2 年	672	222	65	59	113	86	70	57
増 減	数	▲ 122	8	▲ 18	▲ 19	▲ 55	▲ 26	▲ 4
減	率	▲ 18.2	3.6	▲ 27.7	▲ 32.2	▲ 48.7	▲ 30.2	▲ 7.0

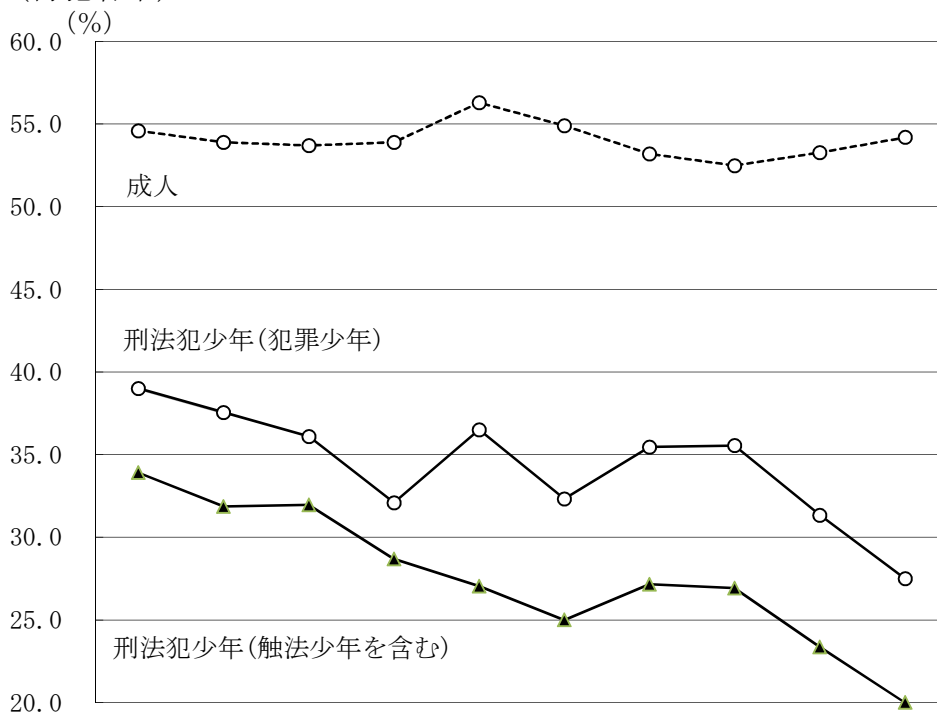
(10) 刑法犯少年の再犯者率の年次別推移

令和3年中は、触法少年を含む刑法犯少年の20.0%が再犯であり、前年を3.4ポイント下回った。

また、犯罪少年では、27.5%が再犯であり、前年を3.8ポイント下回った。



(再犯者率)



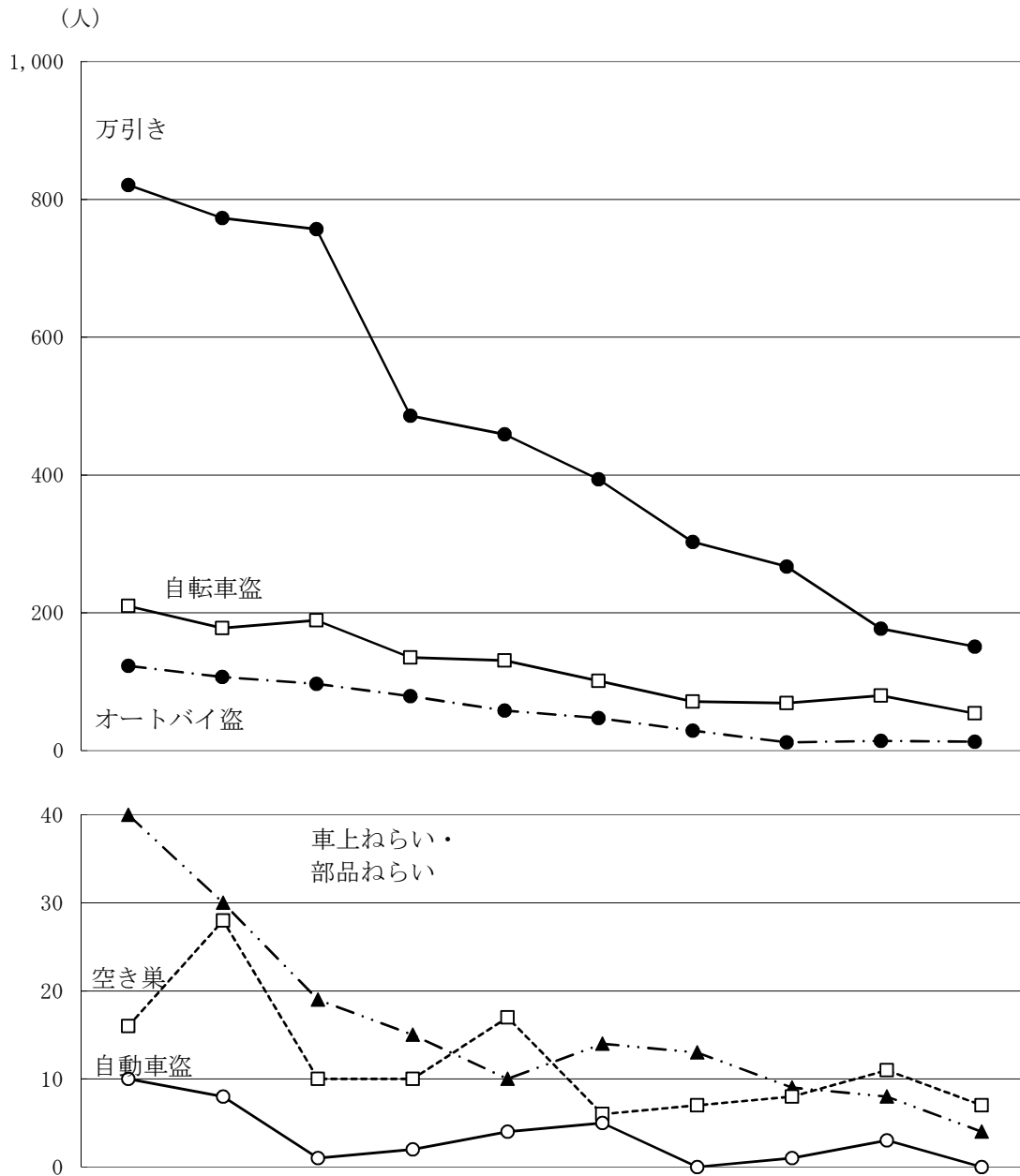
区 分	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	
成人	総 数	5,000	4,747	4,517	4,690	4,222	3,993	3,941	4,012	3,756	3,716
	再 犯 人 員	2,729	2,560	2,426	2,526	2,378	2,192	2,098	2,106	2,001	2,014
	再 犯 者 率	54.6	53.9	53.7	53.9	56.3	54.9	53.2	52.5	53.3	54.2

少年	刑法犯少年	2,403	2,209	2,153	1,356	1,331	1,112	869	769	672	550
	犯罪少年	1,702	1,579	1,421	941	767	662	499	481	450	320
	触法少年	701	630	732	415	564	450	370	288	222	230
	再非行人員	815	704	688	389	360	278	236	207	157	110
	犯罪少年	664	593	513	302	280	214	177	171	141	88
	触法少年	151	111	175	87	80	64	59	36	16	22
	再犯者率 (触法少年含む)	33.9	31.9	32.0	28.7	27.0	25.0	27.2	26.9	23.4	20.0
	再犯者率 (犯罪少年)	39.0	37.6	36.1	32.1	36.5	32.3	35.5	35.6	31.3	27.5

(11) 窃盗犯少年の状況

ア 年次別推移

万引きが最も多く、続いて自転車盗となっている。

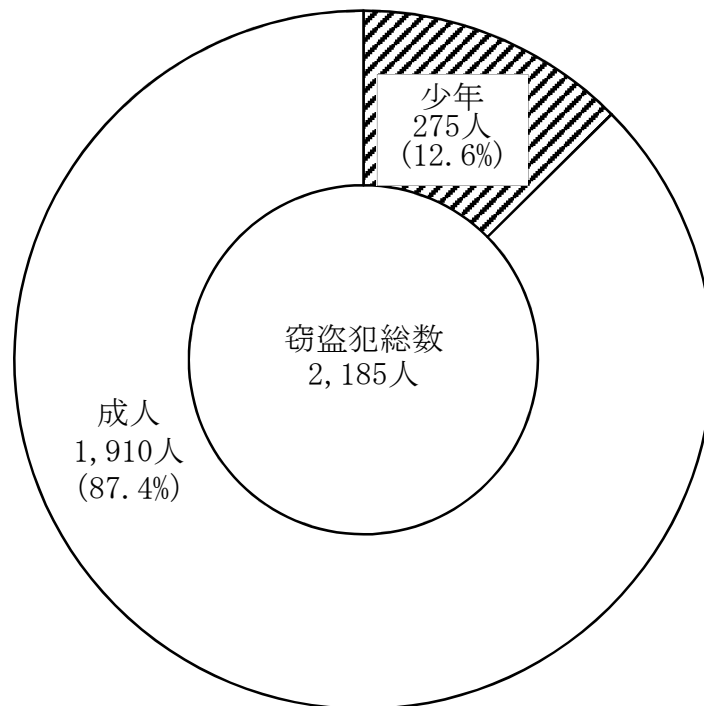


区 分	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
総 数	1,380	1,308	1,259	828	780	667	508	447	345	275
万 引 き	821	773	757	486	459	394	303	267	177	151
オートバイ盗	123	107	97	79	58	47	29	12	14	13
自 転 車 盗	210	178	189	135	131	101	71	69	80	54
車上ねらい・部品ねらい	40	30	19	15	10	14	13	9	8	4
空 き 巣	16	28	10	10	17	6	7	8	11	7
自 動 車 盗	10	8	1	2	4	5	0	1	3	0
そ の 他	160	184	186	101	101	100	85	81	52	46

イ 構成比

窃盗犯の12.6%を少年が占めている。

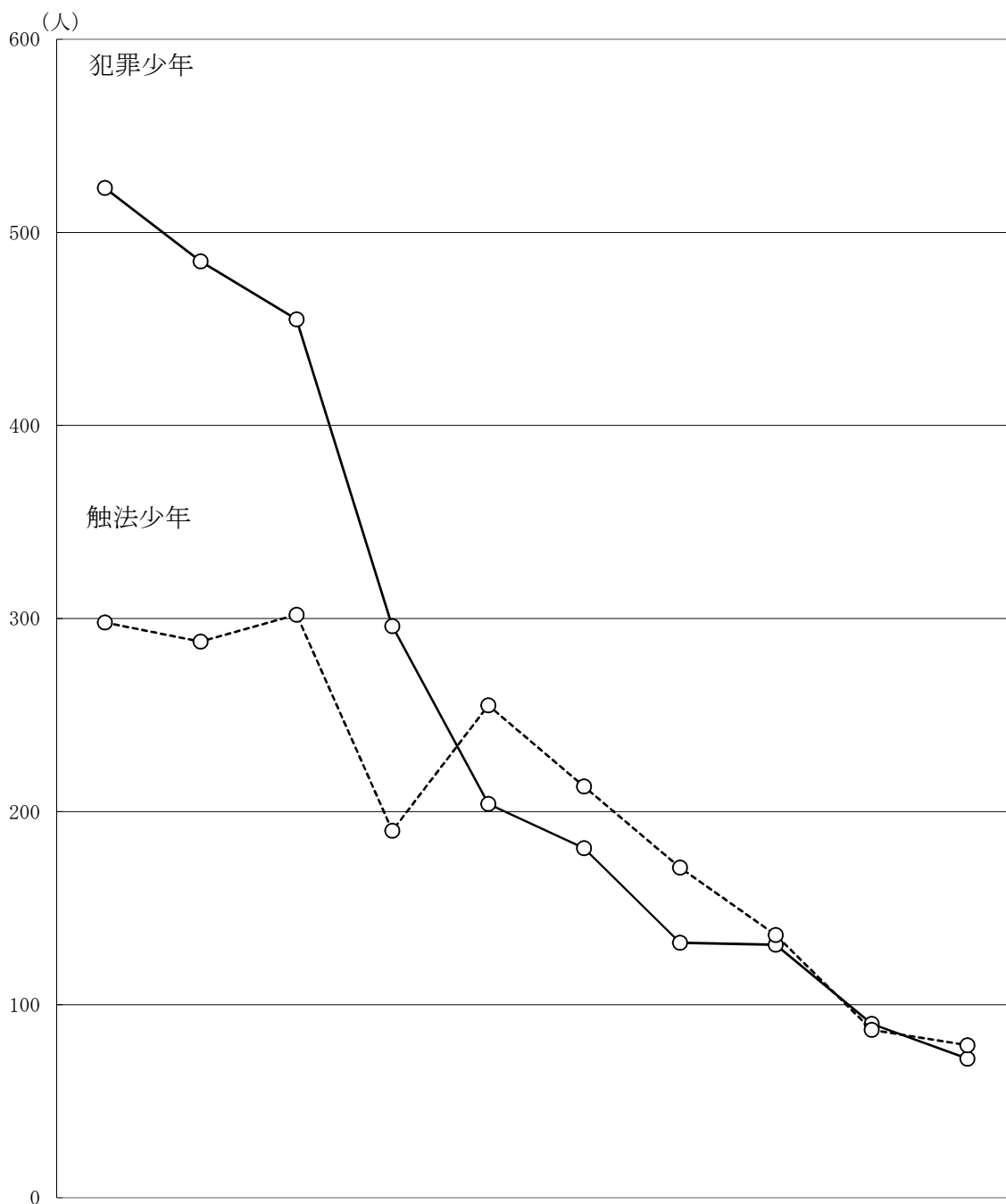
区 分	総 検 挙 人 員		う ち 少 年		少年の占める割合		構 成 比 (少 年)		
	令和3年	令和2年	令和3年	令和2年	令和3年	令和2年	令和3年	令和2年	
総 数	2,185	2,277	275	345	12.6	15.2	100.0	100.0	
万 引 き	1,412	1,387	151	177	10.7	12.8	54.9	64.4	
車 を 対 象	オートバイ盗	15	16	13	14	86.7	87.5	4.7	5.1
	自 転 車 盗	107	140	54	80	50.5	57.1	19.6	29.1
	車上ねらい・部品ねらい	39	58	4	8	10.3	13.8	1.5	2.9
	自 動 車 盗	7	13	0	3	0.0	23.1	0.0	1.1
	小 計	168	227	71	105	42.3	46.3	25.8	38.2
自販機ねらい	1	2	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	
空 き 巣	35	56	7	11	20.0	19.6	2.5	4.0	
ひ っ た く り	2	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	
そ の 他	567	605	46	52	8.1	8.6	16.7	18.9	



ウ 万引き少年

(7) 年次別推移

犯罪少年，触法少年ともに前年から減少している。

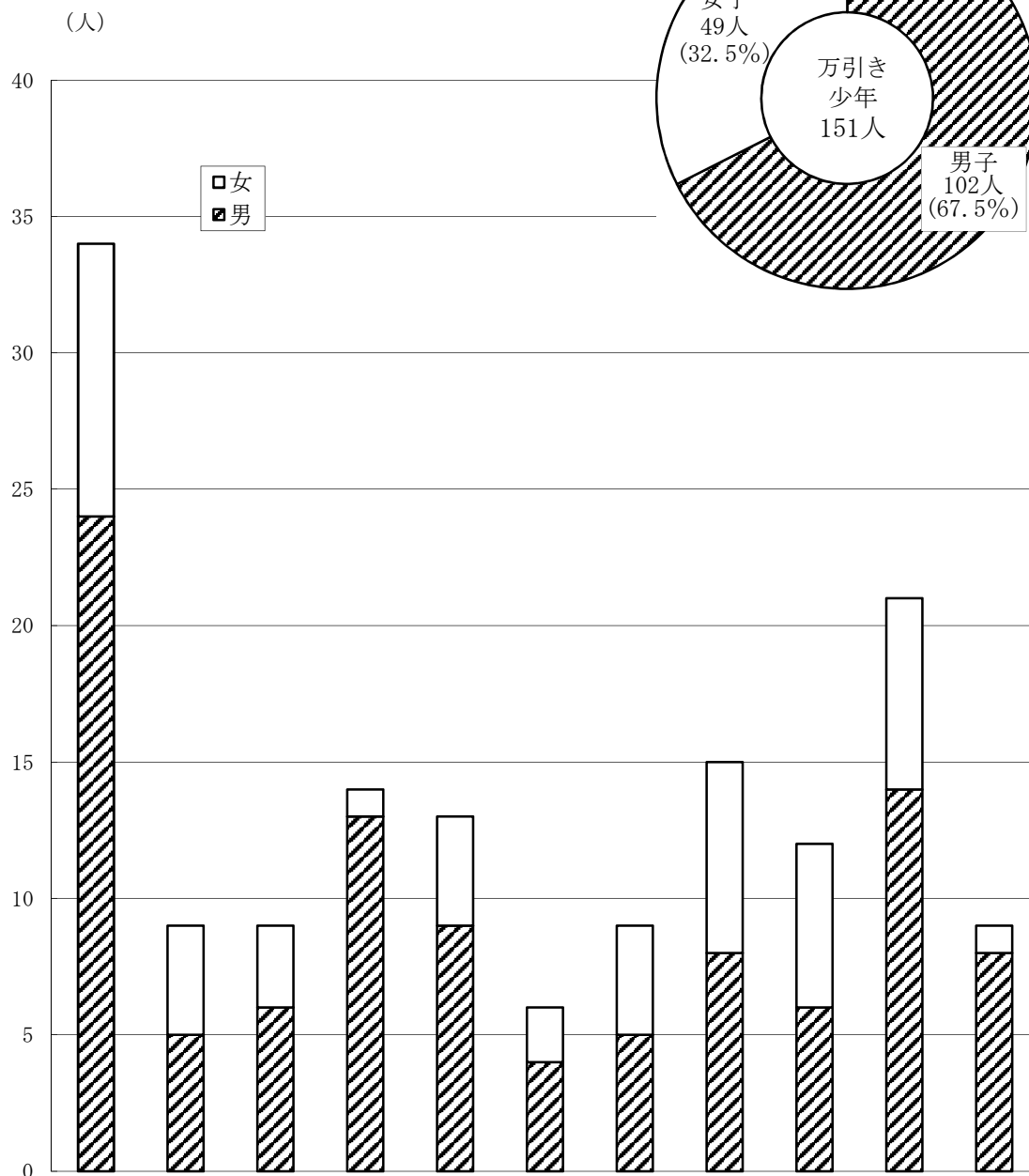


区 分	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
総 数	821	773	757	486	459	394	303	267	177	151
犯罪少年	523	485	455	296	204	181	132	131	90	72
触法少年	298	288	302	190	255	213	171	136	87	79

(イ) 男女別・年齢別

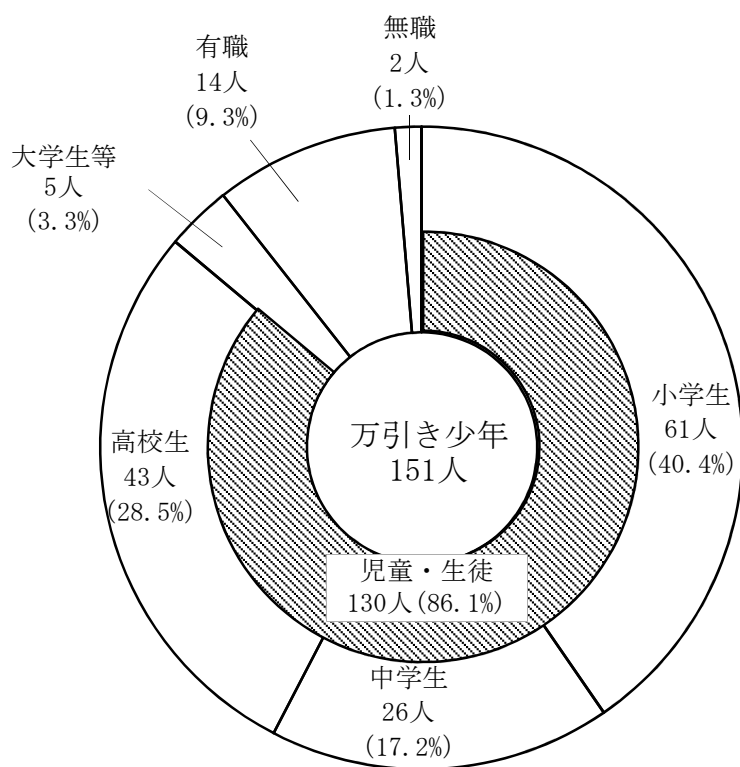
総数151人のうち、男女別では男子が102人(67.5%)、女子が49人(32.5%)となっている。

年齢別では18歳が最も多い。

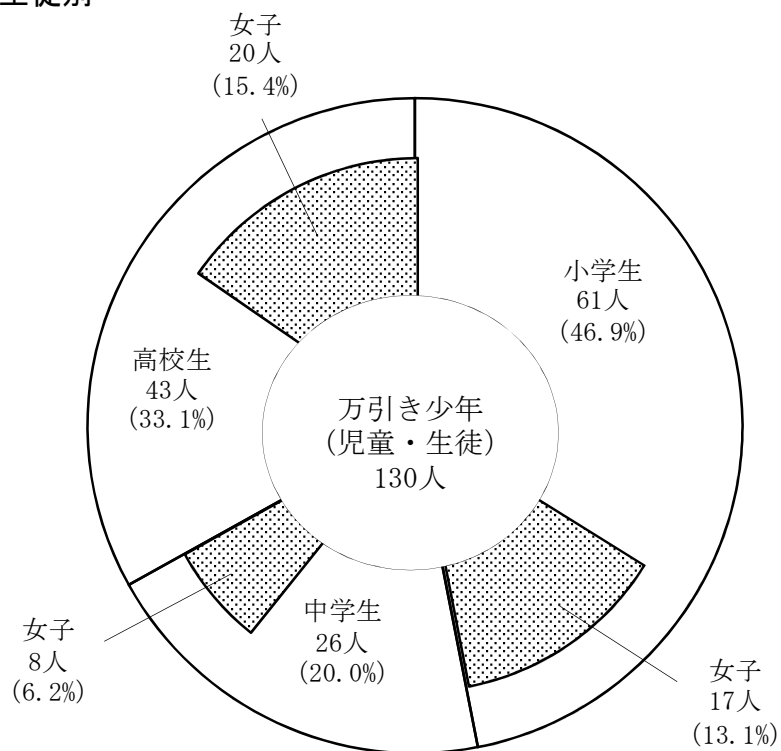


区分	10歳未満	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳
男	24	5	6	13	9	4	5	8	6	14	8
女	10	4	3	1	4	2	4	7	6	7	1

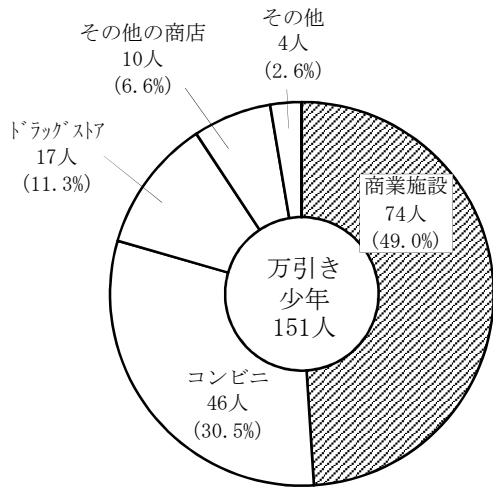
(ウ) 学職別



(I) 児童・生徒別

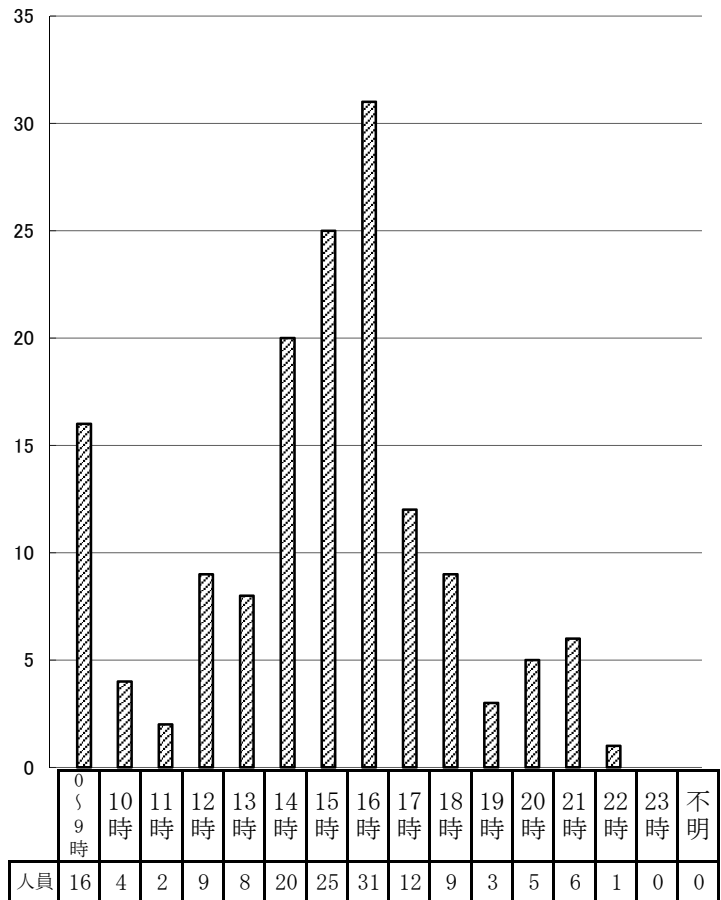


(オ) 場所

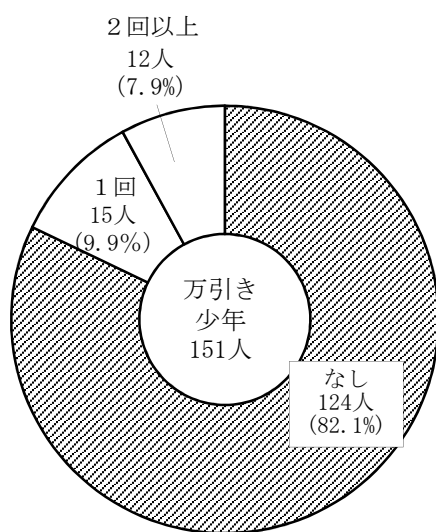


※ 商業施設は総合スーパー、デパートを示す

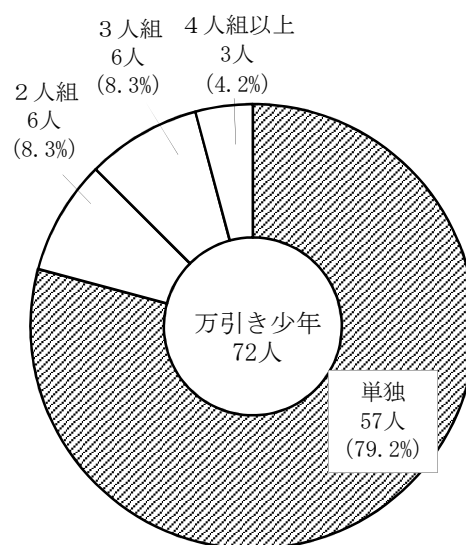
(カ) 時間帯



(キ) 非行歴

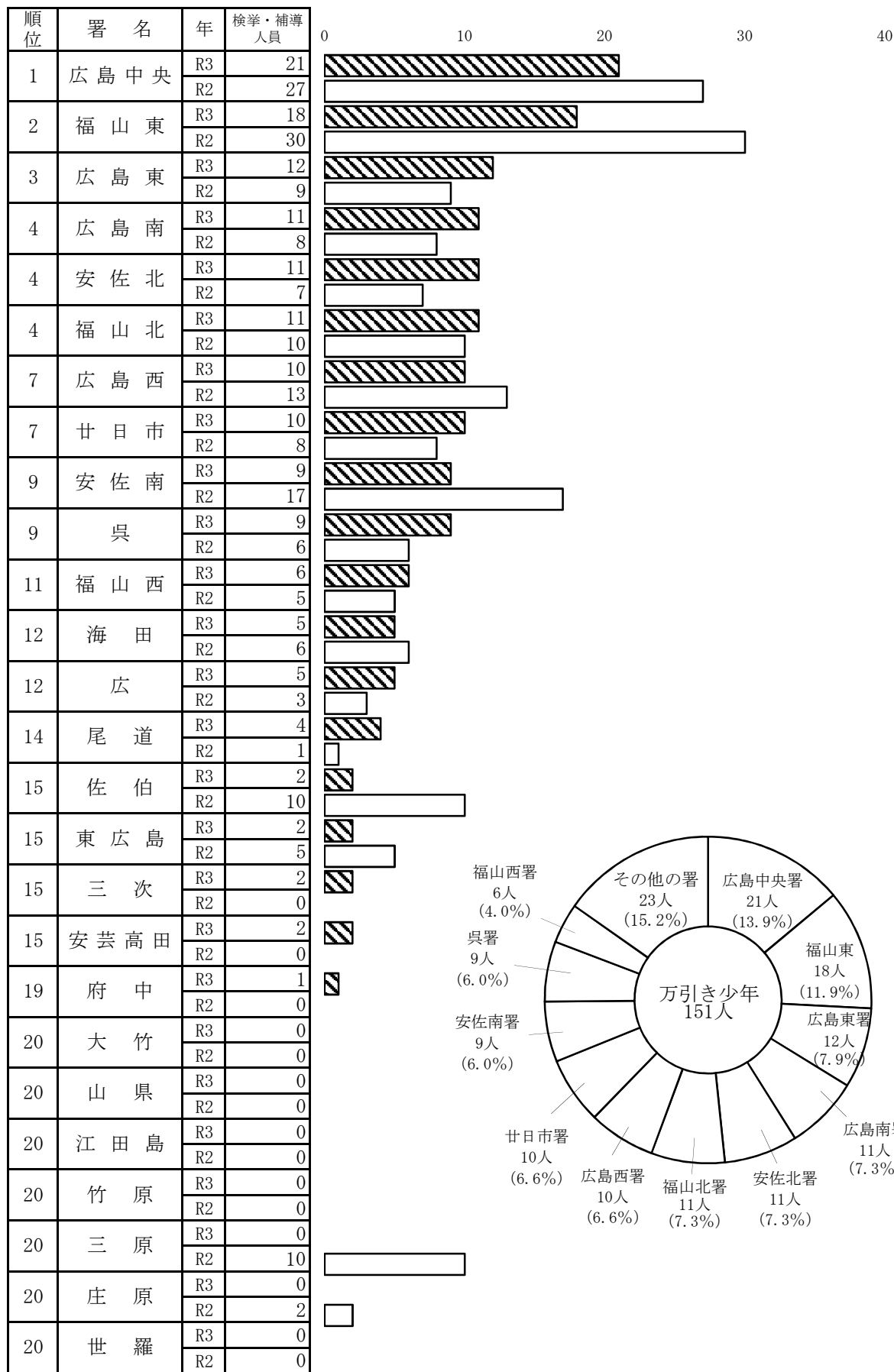


(ク) 共犯



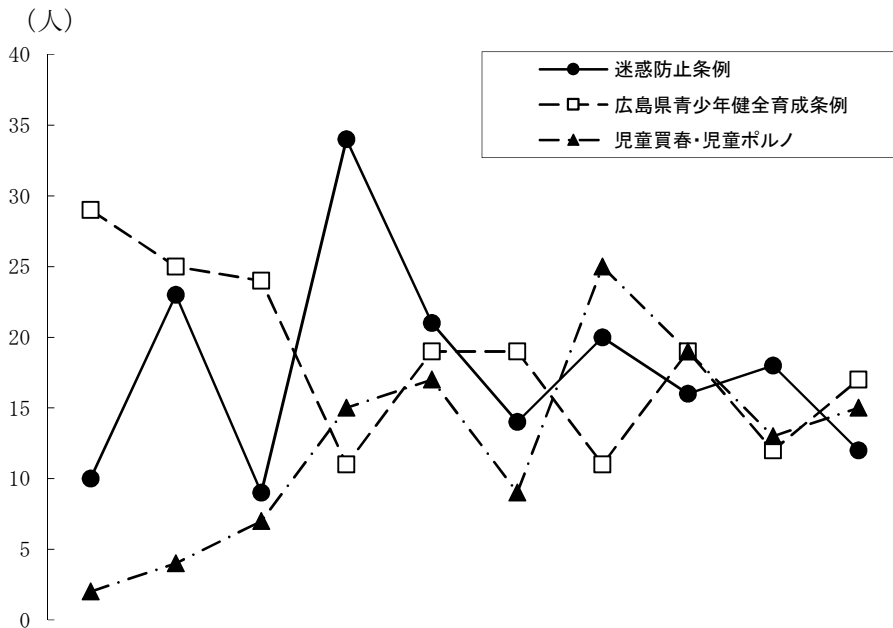
※触法少年79人を除く

(7) 警察署別前年対比検挙・補導数



4 特別法犯少年

(1) 主要特別法犯少年の年次別推移



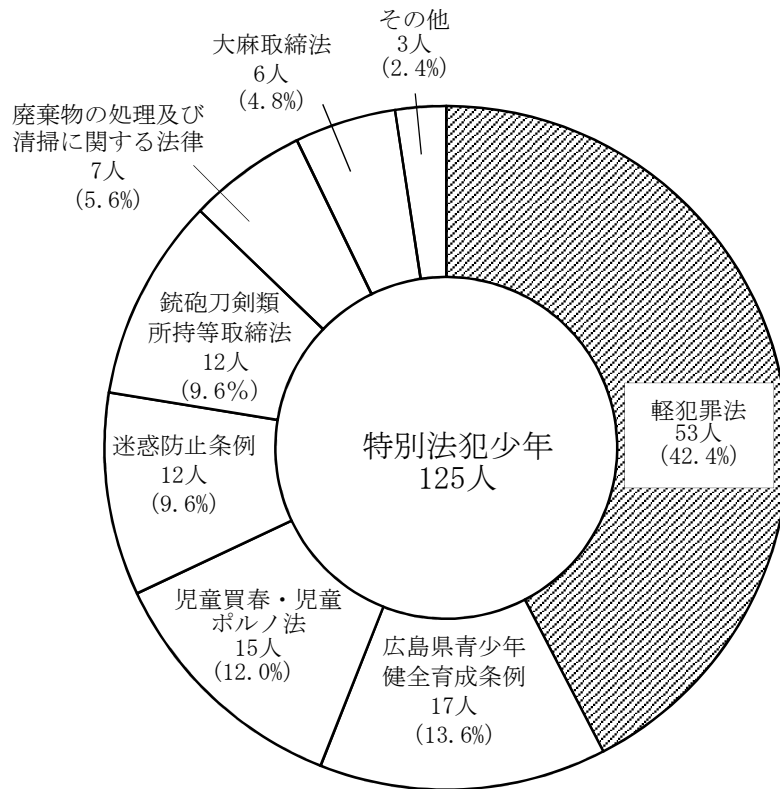
区 分	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
迷惑防止条例	10	23	9	34	21	14	20	16	18	12
広島県青少年健全育成条例	29	25	24	11	19	19	11	19	12	17
児童買春・児童ポルノ	2	4	7	15	17	9	25	19	13	15

(2) 法令・年次別の状況

区 分	総 数	毒物及び劇物取締法	広島県青少年健全育成条例	覚醒剤取締法	軽 犯 罪 法	銃所持等刀剣類法	鉄道営業法	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	児童福祉法	風営適正化法	児童買春・児童ポルノ	迷惑防止条例	そ の 他
平成24年	266	1	29	1	174	10	9	8	1	3	2	10	18
平成25年	265	0	25	2	156	8	15	8	1	7	4	23	16
平成26年	257	0	24	1	170	9	13	9	4	0	7	9	11
平成27年	207	0	11	0	123	4	9	9	0	0	15	34	2
平成28年	189	0	19	2	90	6	6	18	0	2	17	21	8
平成29年	198	0	19	0	120	8	0	12	4	0	9	14	12
平成30年	187	0	11	2	92	7	5	7	5	0	25	20	13
令和元年	131	0	19	1	54	5	1	8	0	0	19	16	8
令和2年	135	0	12	1	66	5	1	9	0	0	13	18	10
令和3年	125	0	17	2	53	12	0	7	0	0	15	12	7

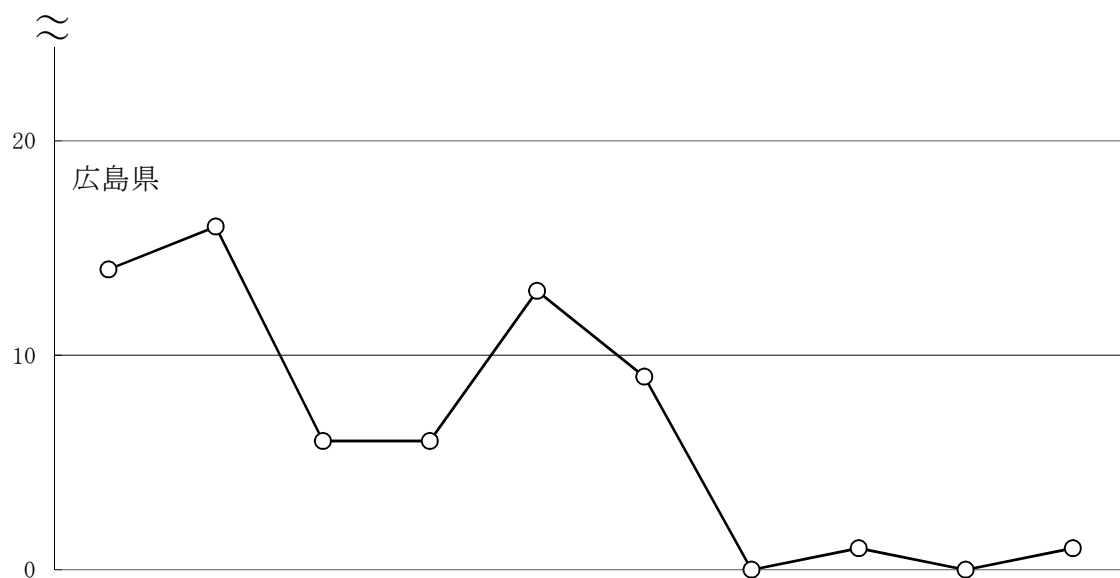
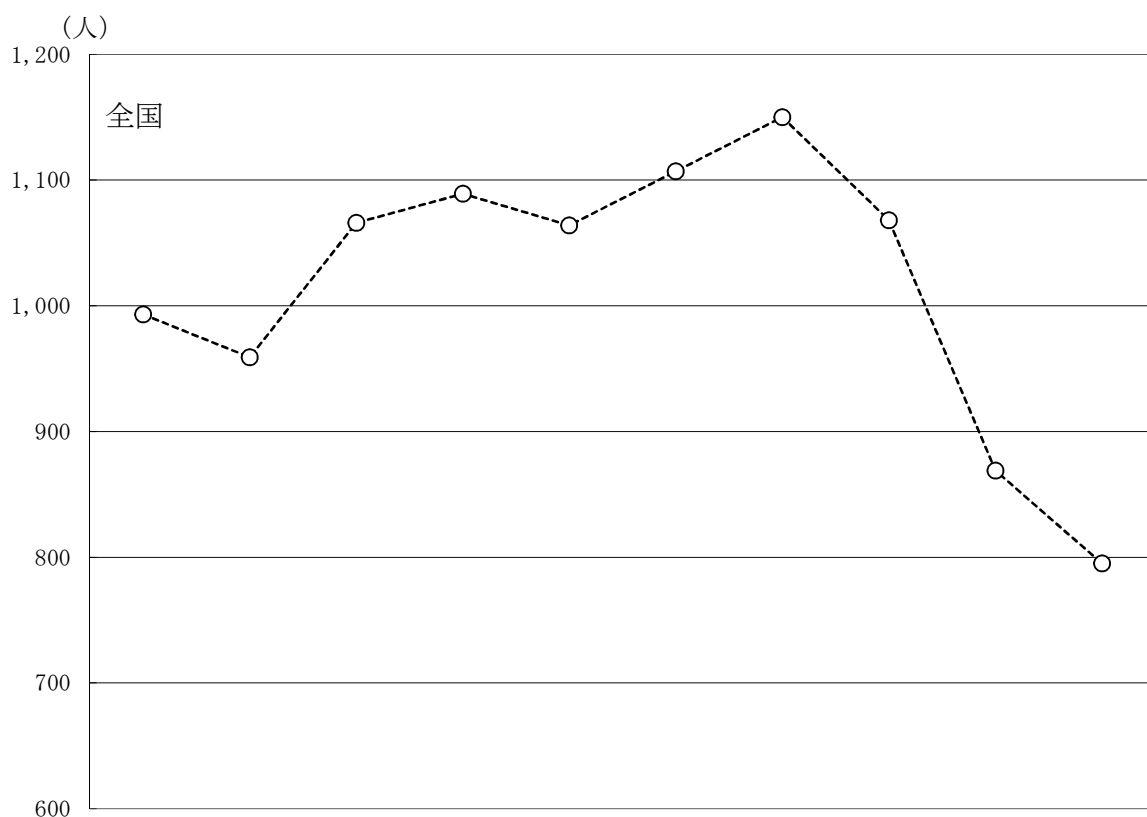
(3) 法令・学職別の状況

軽犯罪法違反が53人で、全体の42.4%を占めている。



区分	令和3年	学 職 別						令和2年	増 減		令和3年成人
		小学生	中学生	高校生	大学生等	有職	無職		数	率	
令和3年	125	15	14	43	12	34	7	135	▲10	▲7.4	1,450
毒物及び劇物取締法	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	4
広島県青少年健全育成条例	17	0	0	2	4	11	0	12	5	41.7	41
児童買春・児童ポルノ法	15	0	5	8	1	0	1	13	2	15.4	29
覚醒剤取締法	2	0	0	0	0	1	1	1	1	100.0	115
軽犯罪法	53	13	5	21	2	10	2	66	▲13	▲19.7	386
銃砲刀剣類所持等取締法	12	0	1	4	2	4	1	5	7	140.0	113
鉄道営業法	0	0	0	0	0	0	0	1	▲1	▲100.0	7
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	7	1	0	0	1	5	0	9	▲2	▲22.2	242
児童福祉法	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0
大麻取締法	6	0	0	2	0	2	2	2	4	200.0	58
風営適正化法	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	9
売春防止法	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	3
迷惑防止条例	12	1	3	6	2	0	0	18	▲6	▲33.3	138
その他	1	0	0	0	0	1	0	8	▲7	▲87.5	305
令和2年	135	12	29	45	11	28	10				
増 減	数	▲10	3	▲15	▲2	1	6	▲3			
	率	▲7.4	25.0	▲51.7	▲4.4	9.1	21.4	▲30.0			

5 少年犯
 (1) 年次別推移



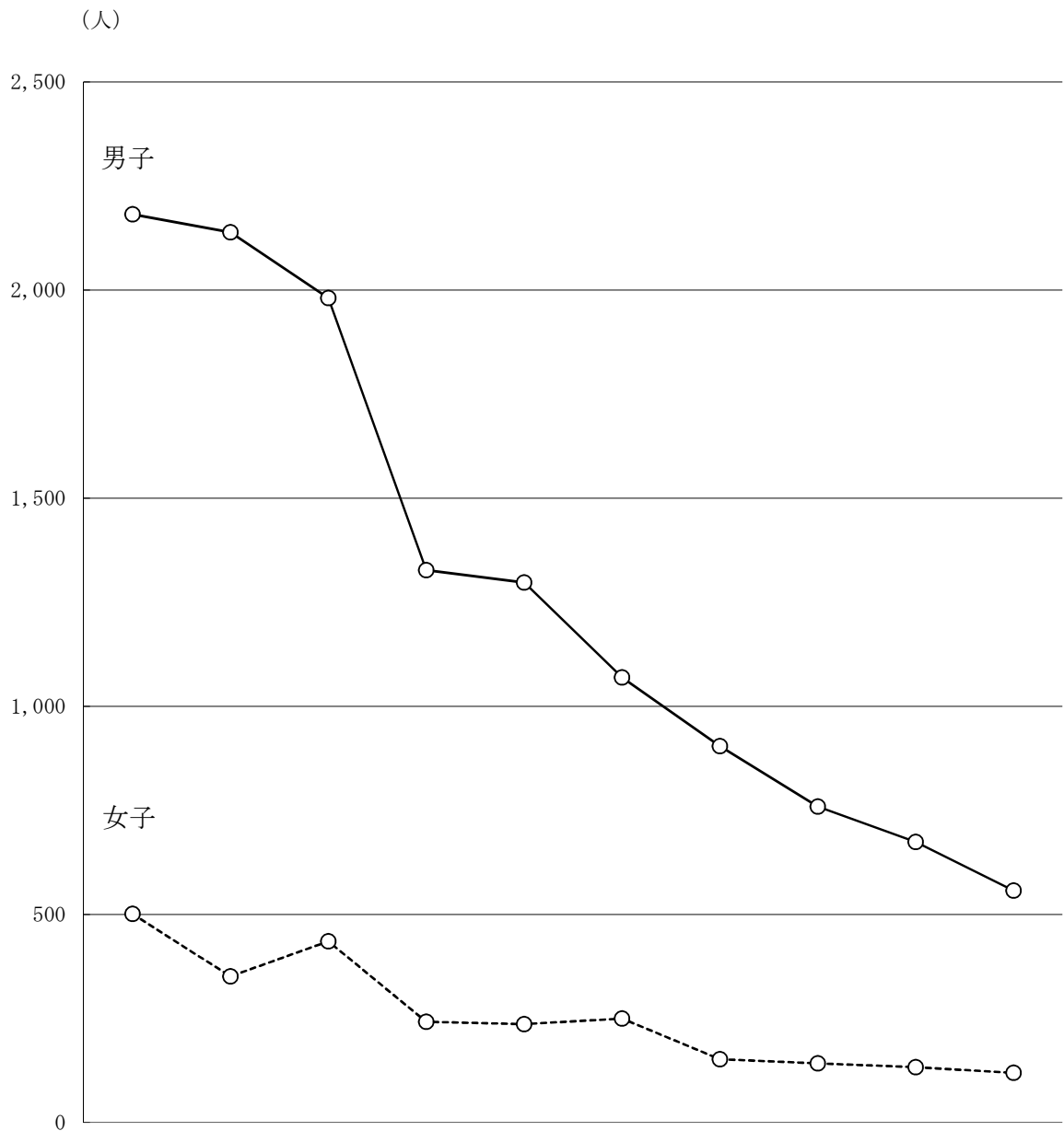
区分	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
全国	993	959	1,066	1,089	1,064	1,107	1,150	1,068	869	795
広島県	14	16	6	6	13	9	0	1	0	1

(2) 学職別

学職別 ぐ犯事由	令和3年	学 生 ・ 生 徒				有職	無職	令和2年	増 減	
		小学生	中学生	高校生	大学生等				数	率
令 和 3 年	1	0	0	1	0	0	0	1	-	
家庭裁判所へ送致	0	0	0	0	0	0	0	0	-	
保護者の正当な監督に服しない性癖のある少年	0	0	0	0	0	0	0	0	-	
正当の理由がなく家庭に寄り附かない少年	0	0	0	0	0	0	0	0	-	
犯罪性のある人若しくは不道徳な人と交際し、又はいかかわしい場所に入出入りする少年	0	0	0	0	0	0	0	0	-	
自己又は他人の徳性を害する行為をする性癖のある少年	0	0	0	0	0	0	0	0	-	
児童相談所へ通告	1	0	0	1	0	0	0	1	-	
保護者の正当な監督に服しない性癖のある少年	0	0	0	0	0	0	0	0	-	
正当の理由がなく家庭に寄り附かない少年	0	0	0	0	0	0	0	0	-	
犯罪性のある人若しくは不道徳な人と交際し、又はいかかわしい場所に入出入りする少年	0	0	0	0	0	0	0	0	-	
自己又は他人の徳性を害する行為をする性癖のある少年	1	0	0	1	0	0	0	1	-	
令 和 2 年	0	0	0	0	0	0	0			
増 減	数	1	0	0	1	0	0			
	率	-	-	-	-	-	-			

6 女子少年の非行

(1) 男女別検挙・補導人員の年次別推移



区分	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
総数	2,683	2,490	2,416	1,569	1,533	1,319	1,056	901	807	676
男子	2,182	2,139	1,981	1,327	1,297	1,069	904	759	674	557
女子	501	351	435	242	236	250	152	142	133	119
女子の割合	18.7	14.1	18.0	15.4	15.4	19.0	14.4	15.8	16.5	17.6

(2) 刑法犯女子少年

区 分	令和 3年	学 職 別							令和 2年	増減		
		未就学	小学生	中学生	高校生	大学生等	有職	無職		数	率	
令 和 3 年	108	1	30	15	40	5	10	7	119	▲ 11	▲ 9.2	
凶 悪 犯	殺 人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	
	強 盗	0	0	0	0	0	0	0	2	▲ 2	▲ 100.0	
	放 火	0	0	0	0	0	0	0	1	▲ 1	▲ 100.0	
	強制性交等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	
粗 暴 犯	暴 行	4	0	1	1	1	0	0	1	8	▲ 4	▲ 50.0
	傷 害	7	0	1	3	3	0	0	0	6	1	16.7
	脅 迫	1	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0.0
	恐 喝	1	0	0	0	0	0	1	0	0	1	-
犯	凶器準備集合	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	
窃 盗 犯	78	0	22	9	30	4	8	5	78	0	0.0	
知 能 犯	詐 欺	1	0	0	0	1	0	0	0	6	▲ 5	▲ 83.3
	横 領	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	
	偽 造	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	
	背 任	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	
風 俗 犯	賭 博	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	
	わいせつ	4	0	1	1	2	0	0	0	0	4	-
そ の 他	占有離脱物横領	1	0	1	0	0	0	0	0	4	▲ 3	▲ 75.0
	住居侵入	0	0	0	0	0	0	0	0	8	▲ 8	▲ 100.0
	盗 品 等	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	-
	器物損壊	5	1	3	0	0	0	1	0	4	1	25.0
他	そ の 他	5	0	0	0	3	1	0	1	1	4	400.0
令 和 2 年	119	0	39	28	35	5	8	4				
増 減	数	▲ 11	1	▲ 9	▲ 13	5	0	2	3			
	率	▲ 9.2	-	▲ 23.1	▲ 46.4	14.3	0.0	25.0	75.0			

区 分	令和 3年	年 齢 別							
		14歳未満	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳	
令 和 3 年	108	41	3	11	17	14	14	8	
凶 悪 犯	殺 人	0	0	0	0	0	0	0	
	強 盗	0	0	0	0	0	0	0	
	放 火	0	0	0	0	0	0	0	
	強制性交等	0	0	0	0	0	0	0	
粗 暴 犯	暴 行	4	1	1	0	0	2	0	
	傷 害	7	4	0	0	2	1	0	
	脅 迫	1	1	0	0	0	0	0	
	恐 喝	1	0	0	0	0	0	1	
犯	凶器準備集合	0	0	0	0	0	0	0	
窃 盗 犯	78	27	2	10	11	10	12	6	
知 能 犯	詐 欺	1	0	0	0	1	0	0	
	横 領	0	0	0	0	0	0	0	
	偽 造	0	0	0	0	0	0	0	
	背 任	0	0	0	0	0	0	0	
風 俗 犯	賭 博	0	0	0	0	0	0	0	
	わいせつ	4	2	0	0	1	1	0	
そ の 他	占有離脱物横領	1	1	0	0	0	0	0	
	住居侵入	0	0	0	0	0	0	0	
	盗 品 等	1	1	0	0	0	0	0	
	器物損壊	5	4	0	0	0	0	1	
他	そ の 他	5	0	0	1	2	0	1	
令 和 2 年	119	47	16	8	18	10	11	9	
増 減	数	▲ 11	▲ 6	▲ 13	3	▲ 1	4	3	▲ 1
	率	▲ 9.2	▲ 12.8	▲ 81.3	37.5	▲ 5.6	40.0	27.3	▲ 11.1

(3) 特別法犯女子少年

区 分	令和 3年	学 職 別						令和 2年	増 減	
		小学生	中学生	高校生	大学生等	有職	無職		数	率
令 和 3 年	11	4	1	4	1	1	0	14	▲ 3	▲ 21.4
毒物及び劇物取締法	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
広島県青少年健全育成条例	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
児童買春・児童ポルノ法	1	0	0	1	0	0	0	3	▲ 2	▲ 66.7
覚 醒 剤 取 締 法	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
軽 犯 罪 法	7	4	0	2	0	1	0	4	3	75.0
銃砲刀剣類所持等取締法	3	0	1	1	1	0	0	1	2	200.0
鉄 道 営 業 法	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	0	0	0	0	0	0	0	3	▲ 3	▲ 100.0
児 童 福 祉 法	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
大 麻 取 締 法	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
風 営 適 正 化 法	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
売 春 防 止 法	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
迷 惑 防 止 条 例	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	3	▲ 3	▲ 100.0
令 和 2 年	14	1	3	5	1	2	2			
増 減	数	▲ 3	3	▲ 2	▲ 1	0	▲ 1	▲ 2		
	率	▲ 21.4	300.0	▲ 66.7	▲ 20.0	0.0	▲ 50.0	▲ 100.0		

区 分	令和 3年	年 齢 別							
		14歳未満	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳	
令 和 3 年	11	4	0	1	2	1	2	1	
毒物及び劇物取締法	0	0	0	0	0	0	0	0	
広島県青少年健全育成条例	0	0	0	0	0	0	0	0	
児童買春・児童ポルノ法	1	0	0	0	1	0	0	0	
覚 醒 剤 取 締 法	0	0	0	0	0	0	0	0	
軽 犯 罪 法	7	4	0	0	0	1	1	1	
銃砲刀剣類所持等取締法	3	0	0	1	1	0	1	0	
鉄 道 営 業 法	0	0	0	0	0	0	0	0	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	0	0	0	0	0	0	0	0	
児 童 福 祉 法	0	0	0	0	0	0	0	0	
大 麻 取 締 法	0	0	0	0	0	0	0	0	
風 営 適 正 化 法	0	0	0	0	0	0	0	0	
売 春 防 止 法	0	0	0	0	0	0	0	0	
迷 惑 防 止 条 例	0	0	0	0	0	0	0	0	
そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	
令 和 2 年	14	3	1	1	2	2	3	2	
増 減	数	▲ 3	1	▲ 1	0	0	▲ 1	▲ 1	▲ 1
	率	▲ 21.4	33.3	▲ 100.0	0.0	0.0	▲ 50.0	▲ 33.3	▲ 50.0

(4) ぐ犯女子少年

学 職 別 ぐ 犯 事 由	令 和 3 年	学 生 ・ 生 徒				有 職	無 職	令 和 2 年	増 減	
		小 学 生	中 学 生	高 校 生	大 学 生 等				数	率
令 和 3 年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
家庭裁判所へ送致	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
保護者の正当な監督に服しない性癖のある少年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
正当の理由がなく家庭に寄り附かない少年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
犯罪性のある人若しくは不道徳な人と交際し、又はいかかわしい場所に入出入りする少年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
自己又は他人の徳性を害する行為をする性癖のある少年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
児童相談所へ通告	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
保護者の正当な監督に服しない性癖のある少年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
正当の理由がなく家庭に寄り附かない少年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
犯罪性のある人若しくは不道徳な人と交際し、又はいかかわしい場所に入出入りする少年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
自己又は他人の徳性を害する行為をする性癖のある少年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
令 和 2 年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
増減	数	0	0	0	0	0	0	0	0	
	率	-	-	-	-	-	-	-	-	

7 校内暴力事件の状況

(1) 検挙補導件数・人員及び被害者（全国・広島県）

区分	検挙・補導件数					検挙・補導人員					被害者				
	平29	平30	令元	令2	令3	平29	平30	令元	令2	令3	平29	平30	令元	令2	令3
全国	717	668	618	507	587	786	724	690	549	625	797	706	653	525	628
広島県	65	63	49	32	46	73	63	55	33	45	81	65	55	34	51

(2) 教師に対する暴力事件（全国・広島県）

全国

区分	総数			小学生による事件			中学生による事件			高校生による事件		
	検挙・補導件数	検挙・補導人員	被害者数	補導件数	補導人員	被害者数	検挙・補導件数	検挙・補導人員	被害者数	検挙件数	検挙人員	被害者数
平成29年	318	308	349	28	30	34	283	271	308	7	7	7
平成30年	260	263	289	34	47	36	217	209	243	9	7	10
令和元年	201	211	228	27	35	32	163	165	184	11	11	12
令和2年	174	173	189	22	21	23	142	142	156	10	10	10
令和3年	196	193	223	30	29	31	155	153	180	11	11	12

広島県

区分	総数			小学生による事件			中学生による事件			高校生による事件		
	検挙・補導件数	検挙・補導人員	被害者数	補導件数	補導人員	被害者数	検挙・補導件数	検挙・補導人員	被害者数	検挙件数	検挙人員	被害者数
平成29年	30	30	36	3	3	4	26	26	31	1	1	1
平成30年	36	30	38	8	7	8	28	23	30	0	0	0
令和元年	24	23	30	4	4	4	18	17	23	2	2	3
令和2年	15	15	17	3	3	3	8	8	10	4	4	4
令和3年	24	24	27	6	6	6	18	18	21	0	0	0

(3) 教師以外に対する暴力事件（広島県）

区分	総数			小学生による事件			中学生による事件			高校生による事件		
	検挙・補導件数	検挙・補導人員	被害者数	補導件数	補導人員	被害者数	検挙・補導件数	検挙・補導人員	被害者数	検挙件数	検挙人員	被害者数
平成29年	35	43	45	5	5	13	29	37	31	1	1	1
平成30年	27	33	27	10	14	10	15	17	15	2	2	2
令和元年	25	32	25	7	10	7	15	15	15	3	7	3
令和2年	17	18	17	6	7	6	7	7	7	4	4	4
令和3年	22	21	24	12	11	13	8	8	9	2	2	2

8 いじめに起因する事件の状況

(1) 発生件数年次別推移（全国・広島県）

区 分	全 国			広 島 県		
	総 数	い じ め に よ る 事 件	い じ め の 仕 返 し に よ る 事 件	総 数	い じ め に よ る 事 件	い じ め の 仕 返 し に よ る 事 件
平成 29 年	155	148	7	5	5	0
平成 30 年	152	142	10	3	2	1
令和 元年	203	192	11	2	2	0
令和 2 年	142	130	12	7	6	1
令和 3 年	139	132	7	0	0	0

(2) 検挙・補導人員（全国・広島県）

全国

区 分	総 数	小 学 生	中 学 生	高 校 生
令和 3 年	198	64	91	43
令和 2 年	199	51	103	45
増 減	数	▲ 1	▲ 12	▲ 2
	率	▲ 0.5	▲ 11.7	▲ 4.4

広島県

区 分	総 数	小 学 生	中 学 生	高 校 生
令和 3 年	0	0	0	0
令和 2 年	11	0	8	3
増 減	数	▲ 11	▲ 8	▲ 3
	率	▲ 100.0	-	▲ 100.0

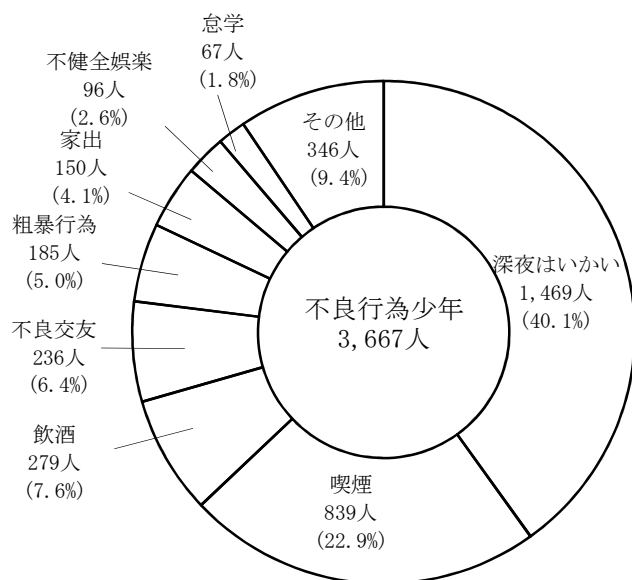
9 不良行為少年

(1) 行為・学職別補導状況

不良行為少年は3,667人であり、前年に比べ526人、12.5%減少している。
行為別では、深夜はいかいが最も多く、喫煙と合わせて62.9%を占めている。

区 分	令 和 3 年	未 就 学	学 生 ・ 生 徒					有 職	無 職	令 和 2 年	増 減	
			小 計	小 学 生	中 学 生	高 校 生	大 学 生 等				数	率
令 和 3 年	3,667	0	2,511	202	529	1,405	375	829	327	4,193	▲ 526	▲ 12.5
喫 煙	839	0	433	0	53	275	105	298	108	1,148	▲ 309	▲ 26.9
飲 酒	279	0	199	0	12	107	80	49	31	222	57	25.7
薬物乱用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	▲ 5	▲ 100.0
粗暴行為	185	0	173	39	69	54	11	10	2	153	32	20.9
刃物等所持	8	0	7	1	4	1	1	1	0	3	5	166.7
金品不正要求	3	0	3	2	0	0	1	0	0	17	▲ 14	▲ 82.4
金品持ち出し	42	0	42	25	16	1	0	0	0	39	3	7.7
性的いたづら	16	0	16	6	5	5	0	0	0	10	6	60.0
暴走行為	59	0	24	1	3	17	3	30	5	72	▲ 13	▲ 18.1
家 出	150	0	135	44	45	42	4	4	11	115	35	30.4
無断外泊	28	0	27	0	11	15	1	1	0	24	4	16.7
深夜はいかい	1,469	0	953	6	114	689	144	373	143	1,597	▲ 128	▲ 8.0
怠 学	67	0	67	31	28	8	0	0	0	58	9	15.5
不健全性的行為	33	0	29	0	10	19	0	0	4	37	▲ 4	▲ 10.8
不良交友	236	0	173	9	71	80	13	46	17	425	▲ 189	▲ 44.5
不健全娯楽	96	0	89	0	24	60	5	6	1	112	▲ 16	▲ 14.3
そ の 他	157	0	141	38	64	32	7	11	5	156	1	0.6
令 和 2 年	4,193	3	2,702	156	605	1,498	443	1,030	458			
増 減	数	▲ 526	▲ 3	▲ 191	46	▲ 76	▲ 93	▲ 68	▲ 201	▲ 131		
	率	▲ 12.5	▲ 100.0	▲ 7.1	29.5	▲ 12.6	▲ 6.2	▲ 15.3	▲ 19.5	▲ 28.6		

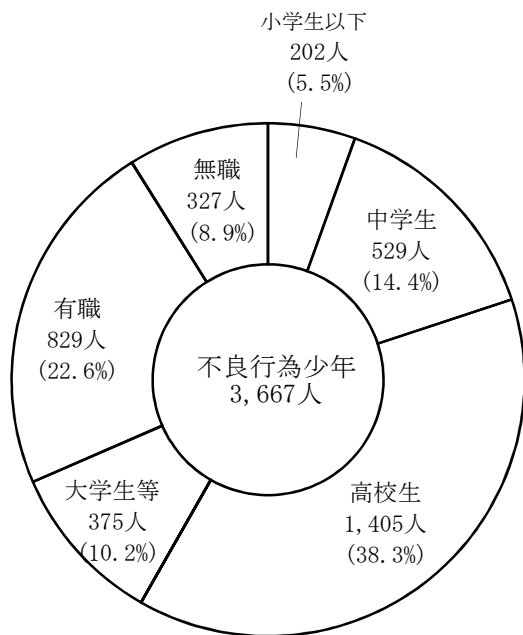
ア 行為別



(2) 警察署別補導状況

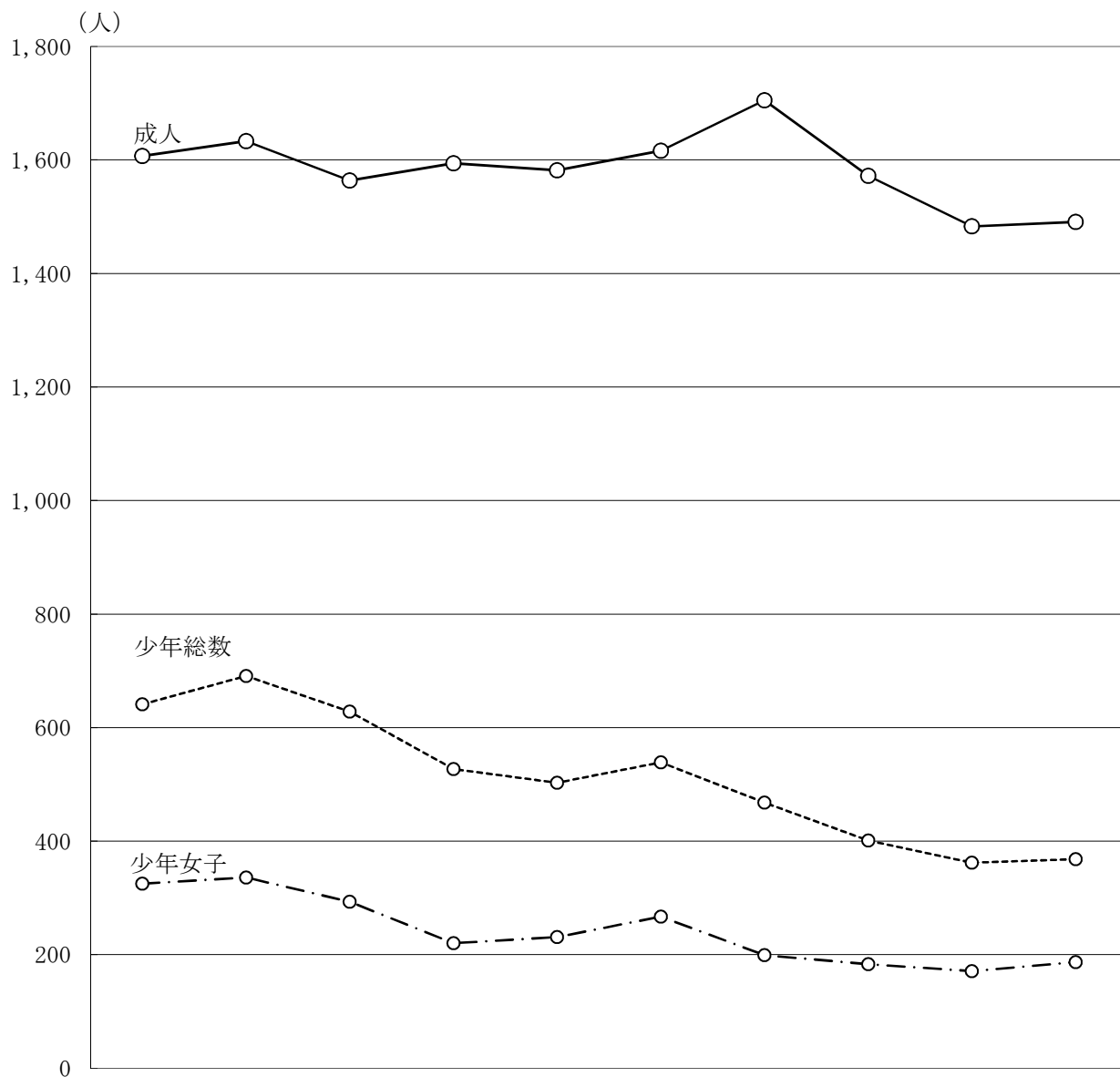
区分	補導数
総数	3,667
広島中央	520
広島東	164
広島西	227
広島南	161
安佐南	210
安佐北	198
佐伯	211
海田	107
廿日市	197
大竹	39
山県	3
呉	214
広島	102
江田島	21
東広島	158
竹原	30
福山東	166
福山西	140
福山北	276
尾道	116
三原	146
府中	60
三次	51
庄原	10
安芸高田	3
世羅	11
警察本部	126

イ 学職別



10 家出少年

(1) 行方不明者届受理の年次別推移

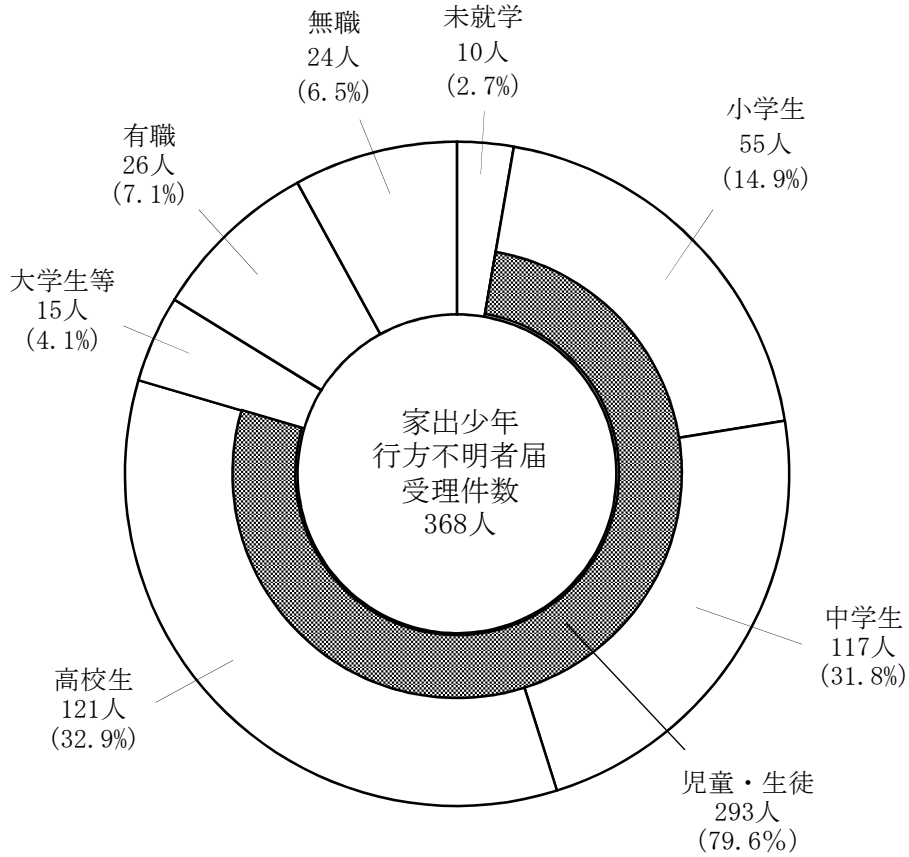


区 分	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
総 数	2,248	2,324	2,192	2,121	2,085	2,155	2,173	1,973	1,845	1,859
女	876	927	849	773	794	805	777	765	689	689
成 人	1,607	1,633	1,564	1,594	1,582	1,616	1,705	1,572	1,483	1,491
女	551	591	556	553	563	538	578	582	518	502
少 年	641	691	628	527	503	539	468	401	362	368
女	325	336	293	220	231	267	199	183	171	187

※ 令和3年の数値は暫定値。

(2) 行方不明者届受理の学職別

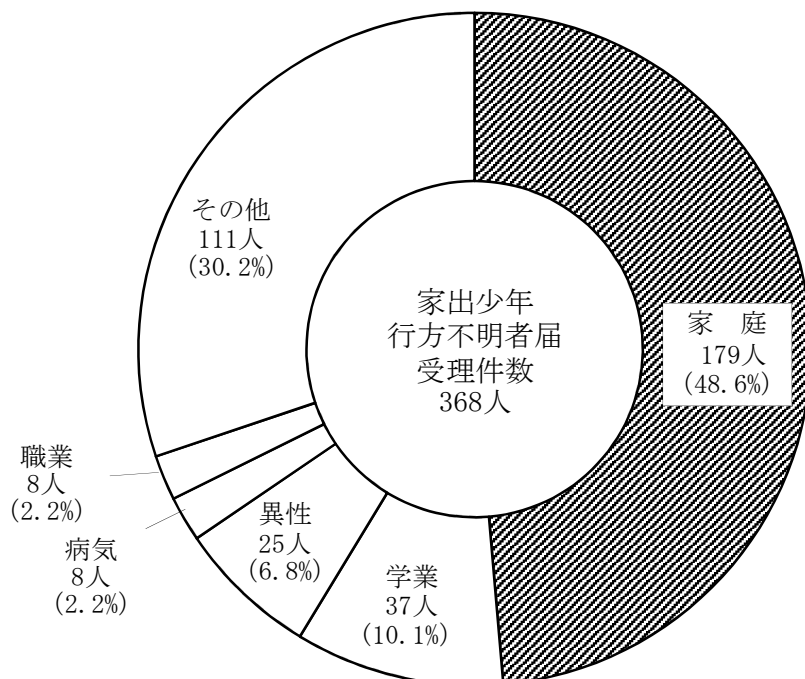
児童・生徒が79.6%を占め、うち高校生が最も多く32.9%を占めている。



区分	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
総数	641	691	628	527	503	539	468	401	362	368
未就学	12	8	14	9	4	4	2	11	9	10
児童・生徒	小学生	71	64	68	42	62	77	69	47	55
	中学生	262	282	217	185	211	181	163	91	117
	高校生	162	213	179	178	116	151	145	138	98
大学生等	30	21	24	33	37	29	19	17	21	15
有職	33	43	58	43	39	46	48	33	51	26
無職	71	60	68	37	34	51	22	32	19	24

※ 令和3年の数値は暫定値。

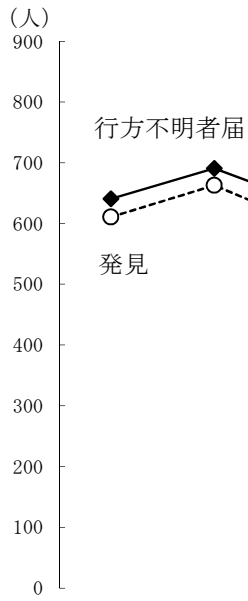
(3) 行方不明者届受理の原因別



区 分	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
総 数	641	691	628	527	503	539	468	401	362	368
異 性	32	29	38	18	24	30	19	18	19	25
家 庭	312	313	273	221	220	195	206	179	162	179
学 業	52	49	29	44	52	54	39	42	33	37
職 業	7	11	13	16	10	18	15	6	10	8
病 気	13	20	14	21	15	13	11	5	12	8
そ の 他	225	269	261	207	182	229	178	151	126	111

※ 令和3年の数値は暫定値。

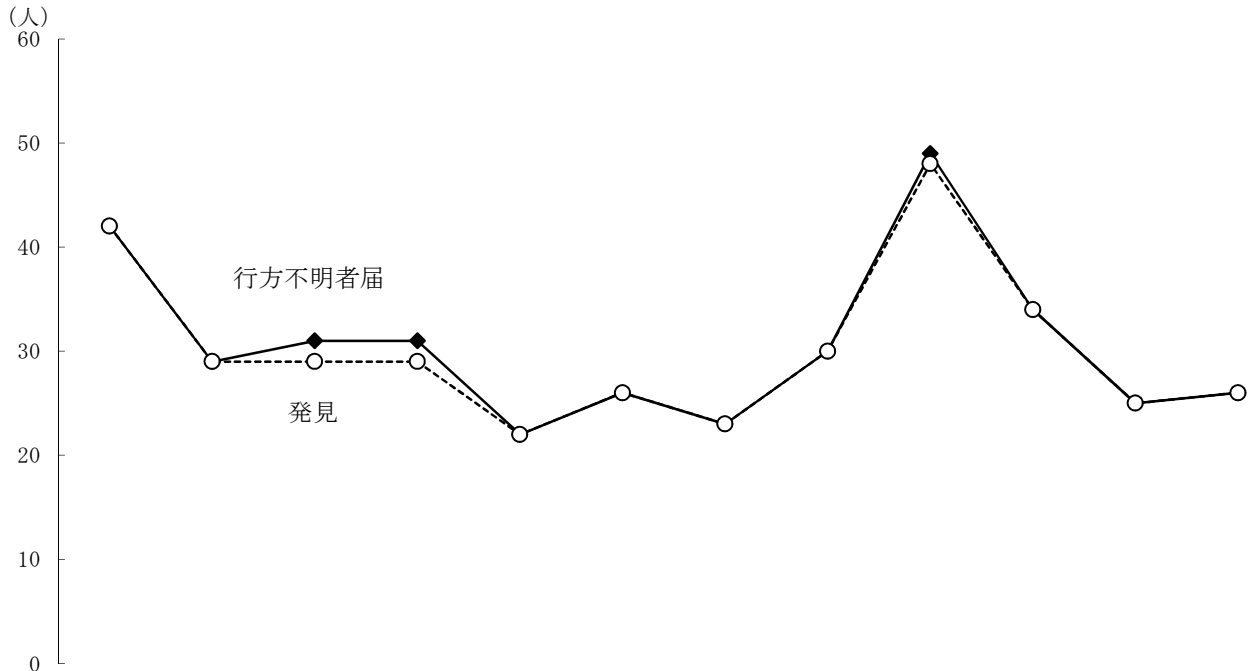
(4) 行方不明者届受理及び発見の年次別推移



区 分	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
行方不明者届	641	691	628	527	503	539	468	401	362	368
発 見	611	663	592	505	488	518	438	386	349	363

※ 令和3年の数値は暫定値。

(5) 令和3年中の行方不明者届受理及び発見の月別状況



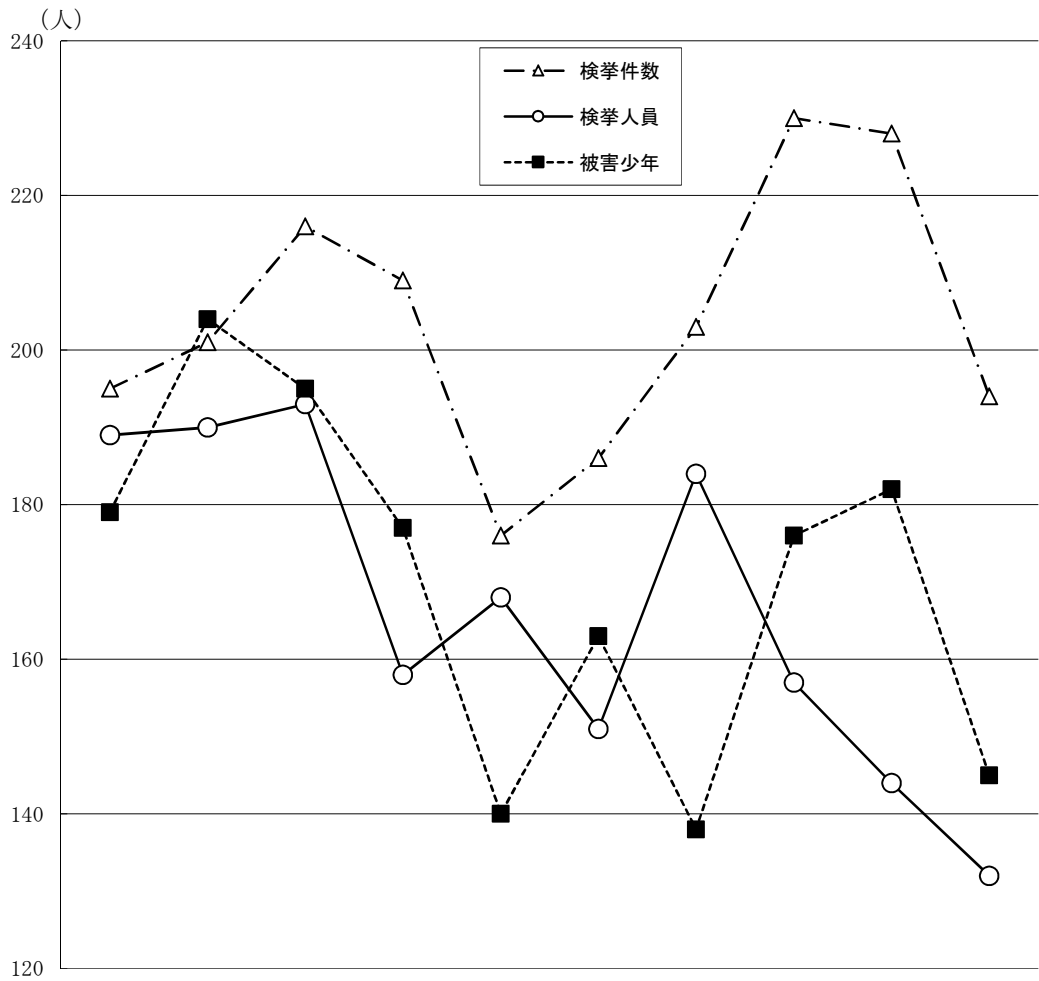
区 分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
行方不明者届	42	29	31	31	22	26	23	30	49	34	25	26
発 見	42	29	29	29	22	26	23	30	48	34	25	26

※ 令和3年の数値は暫定値。

1 1 福祉犯

(1) 法令別検挙状況の年次別推移

青少年健全育成条例違反の検挙人員が58人で最多である。



区 分	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
検 挙 件 数	195	201	216	209	176	186	203	230	228	194
検 挙 人 員	189	190	193	158	168	151	184	157	144	132
逮捕人員	59	67	70	58	72	44	39	43	46	41
暴力団員等人員	5	2	0	2	6	6	0	1	2	1
法 令 別 検 挙 人 員										
児童福祉法	8	12	15	12	12	9	9	3	1	0
労働基準法	1	1	3	6	4	3	1	3	0	0
職業安定法	12	9	4	1	0	0	0	0	0	0
未成年者飲酒禁止法	1	1	2	2	5	1	0	2	3	3
未成年者喫煙禁止法	25	29	30	31	24	21	24	26	24	29
売春防止法	5	0	1	1	2	0	0	0	0	0
風営適正化法	9	21	18	1	16	7	11	2	8	1
覚醒剤取締法	0	0	0	1	2	0	1	0	0	0
青少年健全育成条例	109	90	83	54	56	70	58	71	58	58
児童買春・児童ポルノ禁止法	17	27	37	49	45	38	79	47	50	41
その他	2	0	0	0	2	2	1	3	0	0
被 害 少 年	179	204	195	177	140	163	138	176	182	145

(2) 法令別福祉犯検挙状況

法令別	検挙件数				検挙人員						総数	被害少年						
	令和3年	令和2年	対比		令和3年	暴力団	令和2年	暴力団	対比			小学生以下	中学生	高校生	職別			家出少年
			増減数	増減率					増減数	増減率					大学生等	有職	無職	
総数	194	228	▲34	▲14.9	132	1	144	2	▲12	▲8.3	145	6	42	73	4	14	6	12
					41	1	46	2	▲5	▲10.9	105	3	31	60	2	4	5	11
児童福祉法	淫行させる行為	5	1	4	400.0	0	0	1	0	▲1	▲100.0	5	0	5	0	0	0	0
	うち売春	0	0	0	-	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	-	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	5	1	4	400.0	0	0	1	0	▲1	▲100.0	5	0	5	0	0	0	0
労働基準法	0	1	▲1	▲100.0	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0	0	0	0
労働者派遣法	0	0	0	-	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0	0	0	0
職業安定法	0	0	0	-	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0	0	0	0
未成年者飲酒禁止法	3	2	1	50.0	3	0	3	0	0	0.0	3	0	0	0	0	2	1	0
未成年者喫煙禁止法	26	22	4	18.2	29	0	24	0	5	20.8	25	0	2	10	2	10	1	0
					0	0	0	0	0	-	5	0	1	1	0	2	1	0
売春防止法	0	0	0	-	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0	0	0	0
風営適正化法	1	7	▲6	▲85.7	1	0	8	0	▲7	▲87.5	1	0	0	1	0	0	0	0
					0	0	5	0	▲5	▲100.0	1	0	0	1	0	0	0	0
覚醒剤取締法	0	0	0	-	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0	0	0	0
					0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0	0	0	0
児童買春・児童ポルノ法	児童買春	15	23	▲8	▲34.8	15	0	10	0	5	50.0	9	0	2	5	0	0	2
	児童ポルノ所持・提供・製造等	68	86	▲18	▲20.9	26	0	40	0	▲14	▲35.0	47	6	13	26	2	0	0
	小計	83	109	▲26	▲23.9	41	0	50	0	▲9	▲18.0	56	6	15	31	2	0	2
					16	0	22	0	▲6	▲27.3	50	3	13	30	2	0	2	2
青少年健全育成条例	淫行・わいせつ	53	50	3	6.0	37	1	25	0	12	48.0	30	0	15	14	0	0	1
					23	1	17	0	6	35.3	28	0	13	14	0	0	1	7
	淫行・わいせつ	0	0	0	-	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0	0	0	0
	飲酒	0	0	0	-	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0	0	0	0
	喫煙	0	0	0	-	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	-	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0	0	0	0	
いれずみ	1	4	▲3	▲75.0	1	0	2	0	▲1	▲50.0	1	0	0	1	0	0	0	
					1	0	2	0	▲1	▲50.0	1	0	0	1	0	0	0	
深夜同伴	22	32	▲10	▲31.3	20	0	31	1	▲11	▲35.5	24	0	5	16	0	2	1	
					1	0	0	1	▲1	▲35.5	20	0	4	13	0	2	1	
有害図書	0	0	0	-	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0	0	0	
その他	0	0	0	-	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0	0	0	
小計	76	86	▲10	▲11.6	58	1	58	1	0	0.0	55	0	20	31	0	2	2	
					25	1	19	0	6	31.6	49	0	17	28	0	2	2	
その他	0	0	0	-	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0	0	0	
					0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0	0	0	

※ 検挙人員欄の下段は逮捕人員、被害少年欄の下段は女子をそれぞれ内数で表す。

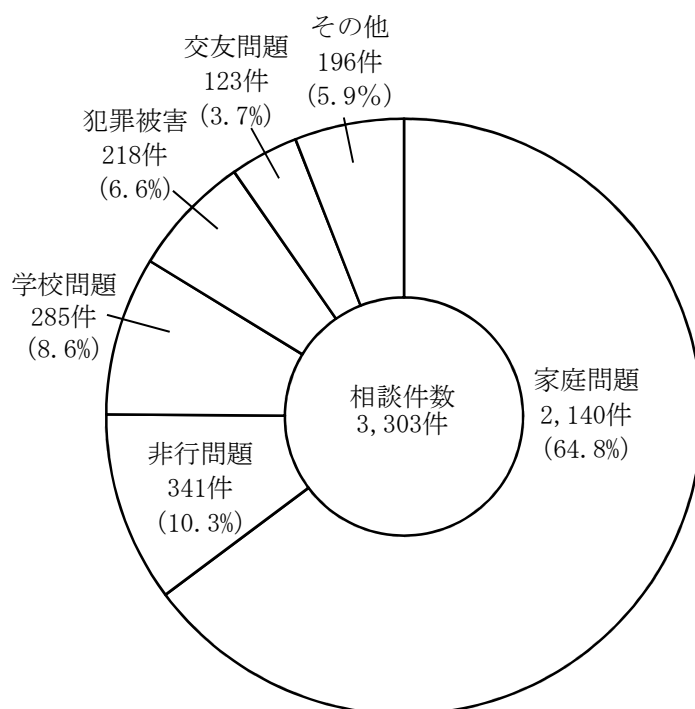
1 2 少年相談
 (1) 年次別推移

区分	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
総数	1,608	1,822	1,855	1,927	2,021	2,484	2,598	2,919	2,945	3,303
面接	896	1,026	1,150	1,242	1,283	1,541	1,722	1,970	2,048	2,299
電話	708	782	689	660	713	901	839	899	842	930
加入	509	618	596	578	659	815	780	850	798	871
ヤング テレホン	199	164	93	82	54	86	59	49	44	59
メール 相談	4	14	16	25	25	42	37	50	55	74

(2) 受理状況
 ア 態様別・相談者別

区分	総数	少年								保護者等
		小計	小学以下 小学生	中学生	高校生	大学生等	有職	無職	不詳	
総数	3,303	557	75	163	178	28	41	20	52	2,746
面接	2,299	448	71	149	151	20	32	18	7	1,851
電話	930	67	4	10	26	7	9	1	10	863
加入	871	52	4	8	19	5	8	1	7	819
ヤング テレホン	59	15	0	2	7	2	1	0	3	44
メール 相談	74	42	0	4	1	1	0	1	35	32

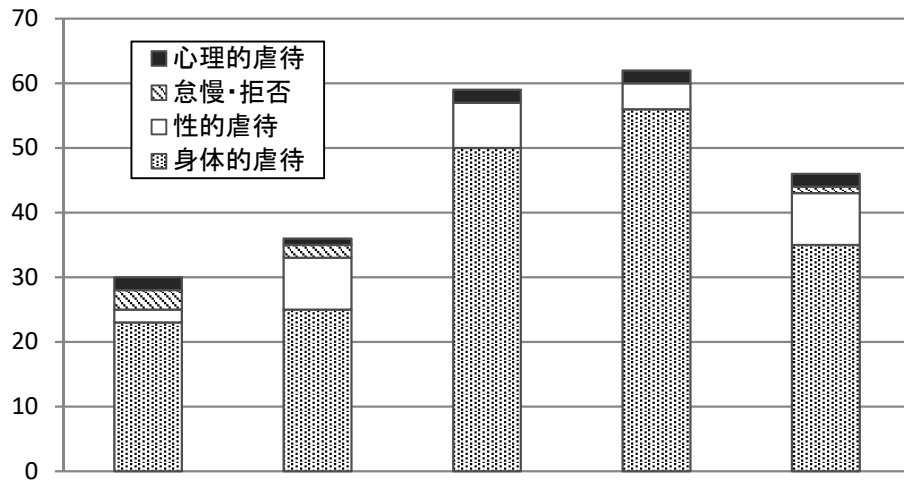
イ 相談内容別



1.3 児童虐待

(1) 児童虐待事件の態様別検挙件数の推移

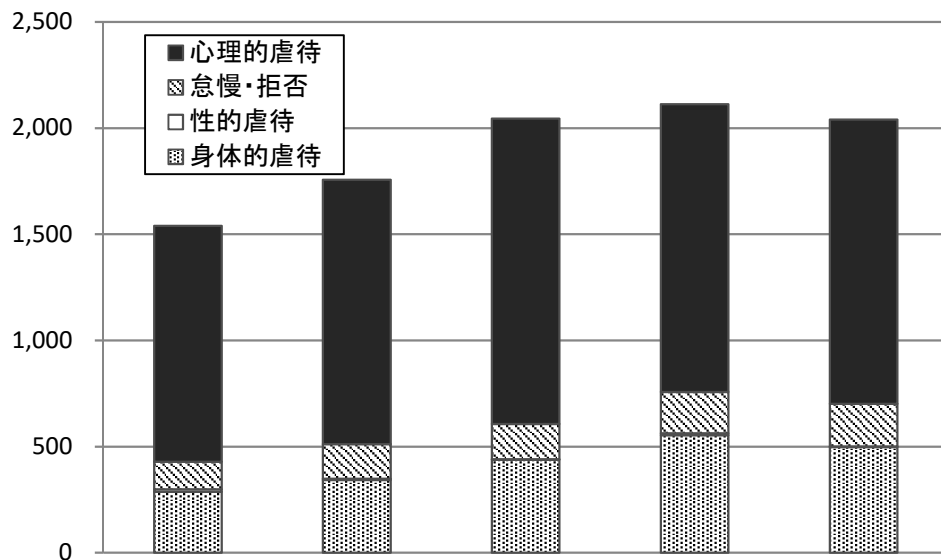
身体的虐待が検挙全体の76.1%を占めている。



区 分	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
検挙件数	30	36	59	62	46
身体的虐待	23	25	50	56	35
性的虐待	2	8	7	4	8
怠慢・拒否	3	2	0	0	1
心理的虐待	2	1	2	2	2

(2) 警察から児童相談所等に通告した児童数の推移

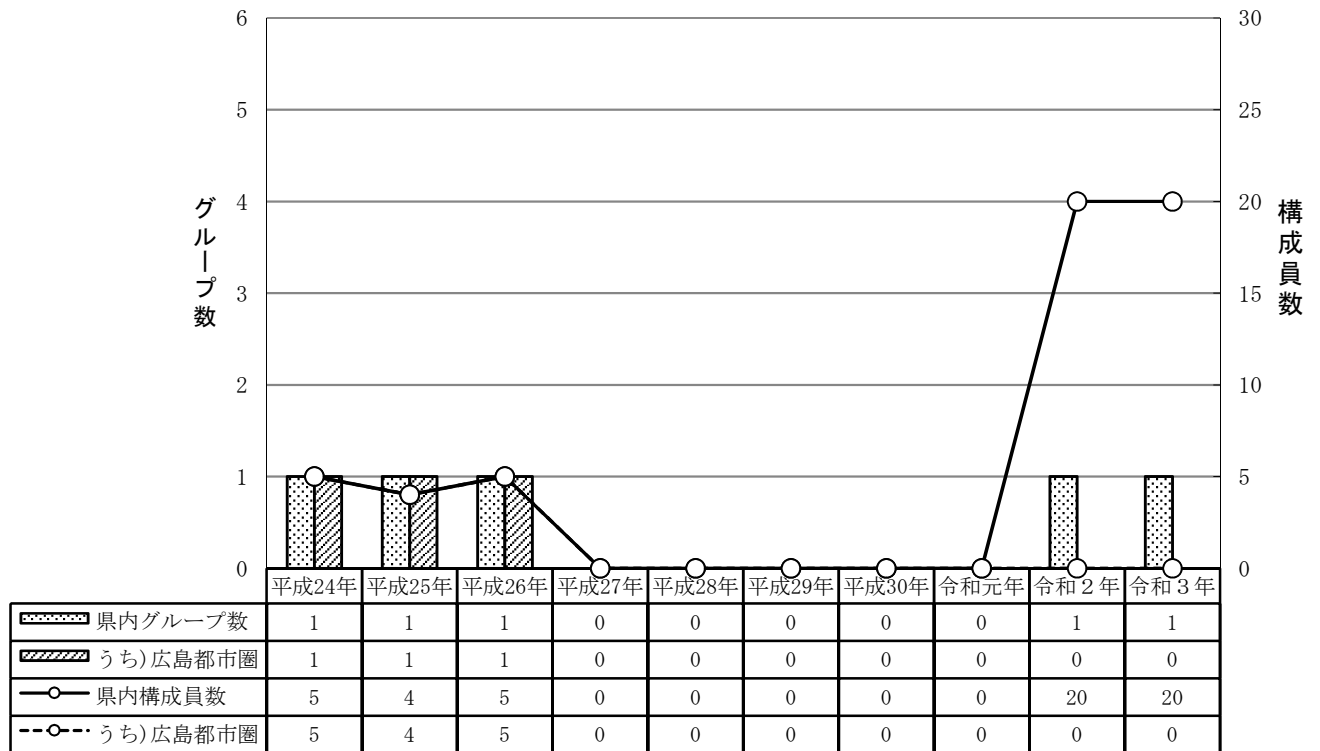
心理的虐待が通告全体の65.6%を占めている。



区 分	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
通告児童数	1,539	1,757	2,045	2,112	2,040
身体的虐待	287	342	437	553	498
性的虐待	11	7	3	10	3
怠慢・拒否	131	162	166	194	201
心理的虐待	1,110	1,246	1,439	1,355	1,338
面前DV	1,050	1,104	1,170	1,034	898

1.4 暴走族等

(1) 広島県の暴走族推定現勢



※ ピーク時 44グループ428人（平成11年）

(2) 検挙状況（刑法犯等）

（人）

区分	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
総数	20	8	21	33	58	50	59	89	38	34
凶悪犯	1	0	0	3	3	0	3	1	0	0
粗暴犯	10	3	3	10	16	16	22	35	12	10
窃盗犯	2	2	9	5	23	5	8	37	13	1
知能犯	0	0	0	3	2	3	1	0	0	0
風俗犯	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
その他	6	3	9	12	13	26	25	16	13	23

※ 「暴走行為を行う者」として把握しているもので、成人も含む。
（平成26年までは犯罪少年のみで、成人は含まない。）

※ その他は、住居侵入、器物損壊、公務執行妨害等の刑法犯のほか、大麻取締法違反、公務執行妨害等

15 主な少年非行事例等

《凶悪・粗暴犯》

- 少年による殺人未遂事件
専門学校において、被害者に対し、ペットボトルに入ったガソリン様のものをかけた上、着火したライターを投げつけて殺害しようとした少年を逮捕した。
- 少年による強盗致傷事件
書店において写真集を窃取した後、店外で同店店長に確保された際、同人を後方に引き倒す暴行を加え、右肘打撲等の傷害を負わせた少年を逮捕した。
- 少年4名による恐喝事件
駐車場において、被害者を取り囲み、胸を殴打するなどし、「迷惑料払え。払わなかったら殴るぞ。」等と言って、現金を脅し取った少年4名を逮捕した。

《窃盗・その他》

- 少年による住居侵入・窃盗事件
被害者方に侵入し、下着1着等2点（時価合計1,000円相当）を窃取した少年を逮捕した。
- 少年による覚醒剤取締法違反（使用）事件
覚醒剤を自己の身体に摂取して使用した少年を逮捕した。
- 少年による大麻取締法違反（所持）事件
警察署において、大麻若干を所持していた少年を逮捕した。
- 少年らによる特殊詐欺事件
他の被疑者と共謀し、大手ハウスメーカーの社員や老人ホームの職員、弁護士などになりすまして電話をかけ、「老人ホームの入居権が当たった。入居権を譲って欲しい。」「名義貸しがバレた。あなたがやったことは犯罪だ。名義貸しを隠すため一旦お金を支払ってもらいたい。後でお金は返金される。」などとうそを言い、アパート宛に現金480万円在中の荷物を宅配便で発送させ、だまし取った少年を逮捕した。

《福祉犯》

- 少年による広島県青少年健全育成条例違反（深夜同伴、いれずみを施す行為の禁止）事件
被害者が18歳未満であることを知りながら、午後11時を越えて自宅などに同伴し、足などにいれずみを施した少年を逮捕した。

- 広島県青少年健全育成条例違反（淫行）事件
宿泊施設において、被害者が18歳未満であることを知りながら、いかがわしい行為をした者を逮捕した。
- 児童買春・児童ポルノ法違反（児童買春）事件
宿泊施設において、被害者が18歳未満であることを知りながら、現金を渡す約束をして、いかがわしい行為をした者を逮捕した。
- 児童買春・児童ポルノ法違反（製造）事件
被害者が18歳未満であることを知りながら、いかがわしい動画を撮影させ、SNSを使用して送信させ、自己の携帯電話機に保存し、児童ポルノを製造した者を逮捕した。

《暴走行為》

- 集団暴走事件
普通自動二輪車8台を連ねて並進させ、赤色信号を無視するなどの暴走行為を行った少年8名を逮捕した。

○ 少年問題でお悩みの方

ヤングテレホン	(082) 228-3993	24時間
少年サポートセンターひろしま	広島県警察 (082) 242-5110	9:00～18:00 (土日・祝祭日, 年末年始を除く)
	広島市教育委員会 (082) 242-7867	10:00～17:00 (土日・祝祭日, 8/6, 年末年始を除く)
少年サポートセンターふくやま	(084) 925-7011	10:00～18:00 (土日・祝祭日, 年末年始を除く)



広島県警察ホームページ

<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/police/>